

# 建築士事務所登録受付システム 操作説明書

(更新登録・変更届・廃業届・業務報告)

一般社団法人東京都建築士事務所協会

令和7年4月 (Ver.3.00.2)

- 本書について

- 本書は、建築士事務所登録受付システム（以下「本システム」）の操作説明書です。
- 各種 OS、ブラウザ等の違い、今後の機能改善等により、実際の画面と異なる表示となることがあります。

- 利用規約

- 本システムは、一般社団法人東京都建築士事務所協会（以下「当会登録センター」）と建築士事務所との間の、建築士事務所の新規登録申請をはじめとする各申請・届出等に関して、インターネット回線を利用したオンラインにてやり取りができる仕組みです。
- 本システムの利用にはメールアドレスが必須となります。当会登録センターからもメール送信を行いますので、no-reply@icba-kenjitouroku.jp からのメールが迷惑メールに振り分けられないよう、必ず受信可能な設定にしてください。当会登録センターは、メールを受信できないことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 当会登録センターは、本システムのユーザー（管理者及び利用者）が本システムの利用によって生じた不具合について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由を問わず、本システムを利用したことにより発生したいかなる損害・損失について、一切の責任を負いません。
- 本システムは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。
- 本利用規約は、予告なく変更することがあります。
- 本システムは、一般財団法人建築行政情報センターによりサービス提供されています。

## ■ 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>5</b>
1.1	本システムについて .....	5
1.2	建築士事務所登録について .....	5
1.3	動作環境 .....	5
1.4	システム入力についての注意事項 .....	5
<b>2</b>	<b>システムを初めて利用するにあたって</b> .....	<b>6</b>
2.1	新規利用者登録を行う .....	6
<b>3</b>	<b>トップページについて</b> .....	<b>11</b>
3.1	トップページでできること .....	11
<b>4</b>	<b>事務所更新登録について</b> .....	<b>13</b>
4.1	システムを利用した申請の流れについて .....	13
4.2	登録手数料の納付 .....	14
4.3	提出書類の準備 .....	14
4.4	「事務所更新登録」の申請画面について .....	15
4.5	「登録事務所情報」の入力 .....	17
4.6	「申請者情報」の入力 .....	18
4.7	「法人の役員」の入力(CSVデータの取り込み) .....	20
4.8	「管理建築士」の入力 .....	24
4.9	「所属建築士」の入力(CSVデータの取り込み) .....	25
4.10	「提出書類」のアップロード .....	29
4.11	事務所更新登録申請時に必要な書類 .....	30
<b>5</b>	<b>変更届について</b> .....	<b>39</b>
5.1	システムを利用した届出の流れについて .....	39
5.2	提出書類の準備 .....	40
5.3	変更届 画面構成 .....	40
5.4	「0 変更届提出情報」の入力 .....	41
5.5	「1 登録事務所情報」の入力 .....	44
5.6	「2 開設者情報」の入力 .....	46
5.7	「3 法人の役員」の入力 .....	49
5.8	「3 法人の役員」の入力(CSVデータの取り込み) .....	55
5.9	「4 所属建築士」の入力 .....	60
5.10	「4 所属建築士」の入力(CSVデータの取り込み) .....	69
5.11	「5 提出書類」のアップロード .....	74
5.12	変更届届出時に必要な書類 .....	75
<b>6</b>	<b>事務所廃業届について</b> .....	<b>80</b>
6.1	システムを利用した届出の流れについて .....	80
6.2	操作方法 .....	81
6.3	廃業届届出時に必要な書類 .....	82
6.4	補足:廃業届・新規申請の並行手続きについて .....	83

<b>7</b>	<b>業務報告(年次作業)について</b> .....	<b>85</b>
7.1	システムを利用した報告の流れについて .....	85
7.2	操作方法 .....	86
7.3	業務報告時に必要な書類 .....	87
7.4	補足:決算月変更による対応(同年度内複数報告)について※法人のみ .....	88
<b>8</b>	<b>各申請・届出等提出後における操作について</b> .....	<b>90</b>
8.1	各申請・届出等提出後の内容確認、修正等について .....	90
8.2	補正依頼・質疑応答について .....	91
8.3	確認メールの自動送信 .....	91
8.4	副本及び案内等のダウンロード(事務所更新登録、変更届) .....	91
8.5	2回目以降の作成、提出について(事務所更新登録、変更届) .....	92
<b>9</b>	<b>各申請・届出等のステータスについて</b> .....	<b>93</b>
<b>10</b>	<b>補正依頼・質疑応答機能について</b> .....	<b>94</b>
<b>11</b>	<b>マイページについて</b> .....	<b>95</b>
<b>12</b>	<b>基本情報設定について</b> .....	<b>96</b>
12.1	「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について .....	96
<b>13</b>	<b>「管理者」と「利用者」について</b> .....	<b>99</b>
<b>14</b>	<b>ログアウトについて</b> .....	<b>100</b>
<b>15</b>	<b>申請データの保存期間について</b> .....	<b>100</b>
<b>16</b>	<b>紙/電子書類についての補足</b> .....	<b>101</b>
16.1	紙書類/Word ファイルを PDF 化する方法 .....	101
16.1.1	PDF 化したファイルを格納する為のフォルダを作成する .....	101
16.1.2	紙書類/Word ファイルを PDF 化しフォルダに格納する .....	102
16.2	フォルダを ZIP 化する .....	102
<b>17</b>	<b>外字等への対応について</b> .....	<b>103</b>
17.1	外字等を記載した書類の提出方法 .....	103
17.2	外字等記載用の様式 .....	104
<b>18</b>	<b>西暦和暦早見表</b> .....	<b>105</b>

# 1 はじめに

## 1.1 本システムについて

本システムは、建築士事務所が所属する都道府県に提出する各申請・届出等について、インターネット回線を利用したオンラインにて行うことができる仕組みです。

インターネット回線上のデータは SSL 通信にて暗号化しており、情報漏洩等を防止しています。

建築士事務所は、インターネット上で利用者登録を行うことによって、すぐにご利用が可能です。

## 1.2 建築士事務所登録について

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等(※)を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならないとされています。

(※)設計等とは、次の業務を言います。

- ①建築物の設計 ②建築物の工事監理 ③建築工事契約に関する事務 ④建築工事の指導監督
- ⑤建築物に関する調査又は鑑定 ⑥建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理

**本操作説明書は東京都知事の登録を受ける場合における操作説明書になります**ので、本操作説明書をもとに各申請・届出等をしてください。

## 1.3 動作環境

本システムは、以下の環境にてご利用が可能です。

- ▶ インターネット及び電子メールを利用できる環境
- ▶ ブラウザ : Edge、Chrome、Firefox (それぞれ最新バージョン)

## 1.4 システム入力についての注意事項

本システムでは、全ての編集(ファイルのアップロードや削除、テキストの入力、修正、削除)は「次へ」や「更新」のような画面遷移を実施した際に、その内容を確定し保存します。

その為、**作業途中で画面を遷移すると、作業していた内容は確定されておらず破棄されますのでご注意ください。**

## 2 システムを初めて利用するにあたって

### 2.1 新規利用者登録を行う

本システムを初めて利用する際には、利用者登録を行う必要があります。最初に利用者登録をして作成したアカウントが、システムを管理する方のアカウント(管理者アカウント)として、当会登録センターからの連絡窓口となります(登録した情報は、後から変更することが可能です)。

管理者アカウントでシステムのログイン後、管理者は各申請・届出等ができる「利用者」を追加登録することができます。追加できる人数に制限はありません。

※「利用者」の追加方法については「[12.1「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について](#)」を参照願います。「管理者」と「利用者」についての詳細は「[13「管理者」と「利用者」について](#)」を参照願います。

▶ 以下の URL に接続します。

<https://icba-kenjitouroku.jp/>

▶ 本システムのログイン画面が表示されます。

### 建築士事務所登録受付システム

ログイン

メールアドレスとパスワードを入力ください。

メールアドレス

パスワード [パスワードを忘れた方はこちら](#)

ログイン状態を保持する

[ログイン](#)

初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。

[初めてご利用の建築士事務所はこちら \(アカウント作成\)](#)

行政書士による本システムの操作について

行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行って下さい。

- 代理設定操作説明書(行政書士側)は [こちら](#) (PDF)
- 代理設定操作説明書(建築士事務所側)は [こちら](#) (PDF)

「初めてご利用の建築士事務所はこちら (アカウント作成)」をクリックします。

➤ 新規アカウント登録画面に、必要な情報を入力します。

### 建築士事務所登録受付システム

同一事務所内で複数の利用者（アカウント）を登録したい場合には、代表者（アカウント）を登録後、その方が別の利用者を登録することで複数利用者（アカウント）での利用が可能となります。

<p><b>1</b> 氏名 ※システムを管理する方のお名前（後から変更可）</p> <input style="width: 90%;" type="text" value="受付 太郎"/>	<p><b>2</b> メールアドレス ※実在するアドレスのみ可（後から変更可）</p> <input style="width: 90%;" type="text" value="uketuke-taro@example.com"/>	
<p><b>3</b> パスワード .....</p>	<p>パスワード（確認用） .....</p>	
<p><b>4</b> 電話番号 03-1234-5432</p>	<p><b>5</b> 登録都道府県 13:東京都</p>	<p><b>6</b> 事務所住所 東京都千代田区亀が岡 2-1-3</p>
<p><b>7</b> 事務所名称 国文一級建築事務所</p>	<p><b>8</b> 事務所区分 1:一級</p>	<p><b>9</b> 事務所登録番号（新規登録の場合は入力不要） 123456</p>
<p><b>10</b> 管理建築士氏名 管理 太郎</p>	<p><b>11</b> 建築士区分 1:一級</p>	<p><b>12</b> 管理建築士の建築士登録番号 345678</p>

新規利用者登録（アカウント作成）

登録済みの方はこちら [ログインページへ](#)

全て入力したら、こちらをクリックします。入力した内容の形式が間違っている場合にはエラーが表示されます。その際には、該当箇所正しい形式で入力し、再度クリックします。

**入力項目についての詳細説明**

- ① 氏名：氏名を入力します。必ずしも開設者又は管理建築士である必要はありませんが、当該欄に入力いただいた方が本システムにおける管理者になります。
- ② メールアドレス：ご登録される方が、自ら管理する実在のメールアドレスを入力します。
- ③ パスワード：任意の英数字混在の 8 文字以上で入力します。入力欄枠内右端の「目」印をクリックすると、パスワードを直接確認（表示）できます。
- ④ 電話番号：電話番号を半角数字及びハイフンにて入力します。（例）012-3456-7890
- ⑤ 登録都道府県：プルダウンより**東京都**を選択します。  
一度次の画面に進むと、登録都道府県は変更できません。間違えて登録した場合には、初めから登録し直す必要があります。なお、本システムは建築士事務所ごとに新規利用者登録(アカウントを作成)をする必要があります。例えば本社、支店の関係にあっても、それぞれで建築士事務所登録を行う又は行っている場合には、本社、支店ごとに新規利用者登録(アカウントを作成)をしてください。  
※ご登録のメールアドレス 1 つにつき、各申請、届出等を行える建築士事務所は 1 つまでです。
- ⑥ 事務所住所：建築士事務所の住所を入力します。
- ⑦ 事務所名称：建築士事務所の名称を入力します。
- ⑧ 事務所区分：プルダウンより選択します。
- ⑨ 事務所登録番号（新規登録の場合は入力不要）：建築士事務所の登録番号を入力します。登録通知書に記載の登録番号**(数字のみ)**を入力ください。
- ⑩ 管理建築士氏名：管理建築士の氏名を入力します。  
**※東京都では必ず姓と名の間に入角スペースを入力してください。**
- ⑪ 建築士区分：管理建築士の建築士区分をプルダウンより選択します。

- ⑫ 管理建築士の建築士登録番号：管理建築士の建築士登録番号を入力します。建築士免許証(建築士免許証明書)に記載の番号(数字のみ)を入力ください。※記号等を含む場合のみ、『(石)1234』のように入力ください。

全ての項目を入力後、画面下の「新規利用者登録(アカウント作成)」ボタンをクリックすると、右図のような入力項目確認画面が表示されます。必ず確認の上、問題が無ければ「利用者登録」をクリックします。

※メールアドレスのスペルミスにより、登録確認メールが届かないケースが多発しております。また、登録都道府県は登録後修正不可の項目のため、必ず確認をお願いいたします。

メール確認画面が表示されます。登録の際入力したメールアドレス宛にメールが受信されているかご確認ください。

下記の項目を再度ご確認ください

メールアドレス	uketuke-taro@〇〇〇.com
	<small>※スペルミスが多発しています。確認メールは迷惑メールとして分類されることがあります。</small>
事務所名称	国交一級建築事務所
登録都道府県	13:東京都
電話番号	03-1234-5432
事務所区分	1:一級
事務所登録番号	123456

内容修正
利用者登録

### 建築士事務所登録受付システム

アカウント登録はまだ完了していません。  
入力された「メールアドレス」は、確認されていません。

確認メールが届かない場合、またはメールが届いてから24時間を超えた場合は  
ここをクリックしてメールを再送します。

確認メールに記載されたURLをクリックして登録を完了してください。  
メールアドレスを間違えて登録したと思われる場合には、再度アカウント登録をお願いいたします。

他のアカウントでのログインは [こちら](#)



▶ ご登録のメールアドレス宛に自動送信された「確認メール」を開きます。

確認メールは、上記「新規利用者登録(アカウント作成)」ボタンをクリック後、数分以内に届きます。15分程度経ってもお手元に確認メールが届かない場合は、メールアドレスが誤って入力された可能性があります。この場合、再度アカウント作成を行ってください。

確認メールは、右のような形になります。(画像のメール文はイメージです。)

内容をご確認の上、メール中央の「利用規約に同意して利用を開始する」ボタンをクリックします。



▶ ログイン画面に、登録したメールアドレス、パスワードを入力してログインします。

## 建築士事務所登録受付システム

ログイン

メールアドレスとパスワードを入力ください。

メールアドレス

パスワード パスワードを忘れた方はこちら

ログイン状態を保持する

**ログイン**

初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。

**初めてご利用の建築士事務所はこちら（アカウント作成）**

行政書士による本システムの操作について

行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行ってください。

- 代理設定操作説明書(行政書士側)は [こちら](#) (PDF)
- 代理設定操作説明書(建築士事務所側)は [こちら](#) (PDF)

「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックし、登録メールアドレスを入力することで、登録メールアドレス宛にパスワード再設定 URL を送信します。そのメールに記載の内容に従ってパスワードを再設定することができます。

パスワードを表示したい場合には、入力欄右端の「目」印をクリックすることで、表示が可能です。

▶ 各申請、届出等を行う前に、必ず行うこと。

各申請、届出等を行う前に、必要な書類の準備(紙書類の PDF 化等を含む)を行ってください。紙書類の PDF 化等に関しては、「[16 紙/電子書類についての補足](#)」にも手順を記載していますのでご参照ください。

▶ 複数の都道府県に各申請、届出等を行う場合について。

ご登録のメールアドレス 1 つにつき、各申請、届出等を行える建築士事務所は 1 つまでです。本システムへの入力内容を他の都道府県に対する各申請、届出等に流用したり、1 つのアカウント(メールアドレス)で複数の都道府県に各申請、届出等を提出したりすることはできません。

複数の都道府県に各申請、届出等を行う場合は、都道府県ごとに新規利用者登録を行ってください。

## 3 トップページについて

### 3.1 トップページでできること

トップページはログイン後に表示されます。

トップページは、大きく分けて左側のメニュー欄と右側の多くを占めるインフォメーション表示欄に分かれます。

- メニュー欄より、新規登録申請を行うことができます。
- インフォメーション欄に表示される内容は以下のとおりです。
  - ▶ 登録機関からの新着メッセージ(新規の補正依頼・質疑又は回答)が届いていること
  - ▶ システムからのお知らせ
  - ▶ 建築士事務所の新規登録申請に利用できる「法人の役員」及び「所属建築士」の一括登録用 CSV ファイルの仕様説明資料とフォーマット CSV
  - ▶ システム操作に関するよくある質問と回答(ファイルダウンロード)

The screenshot shows the top page of the system. On the left is a vertical menu with items like '事務所新規登録', '事務所更新登録', '事務所変更届', '事務所廃業届', 'マイページ', and '基本情報設定'. The main area contains information such as '補正・質疑新着情報', 'システムからのお知らせ', and '一括取り込み用CSVに関して'. Callouts include: '申請等操作は左側のメニューより実施' (Operations are performed from the left menu), '以下の内容を表示' (Display the following content) with a list of items, and '利用者自身の登録情報が編集可能' (User's own registration information is editable).

**全画面表示又は表示幅が広い場合**  
 「◎」をクリックすると表示が「○」に変わり、マウスを右側のインフォメーション表示欄にドラッグするとメニューが簡易表示になります。マウスを簡易表示のメニューにあわせると再度メニューが表示されます。

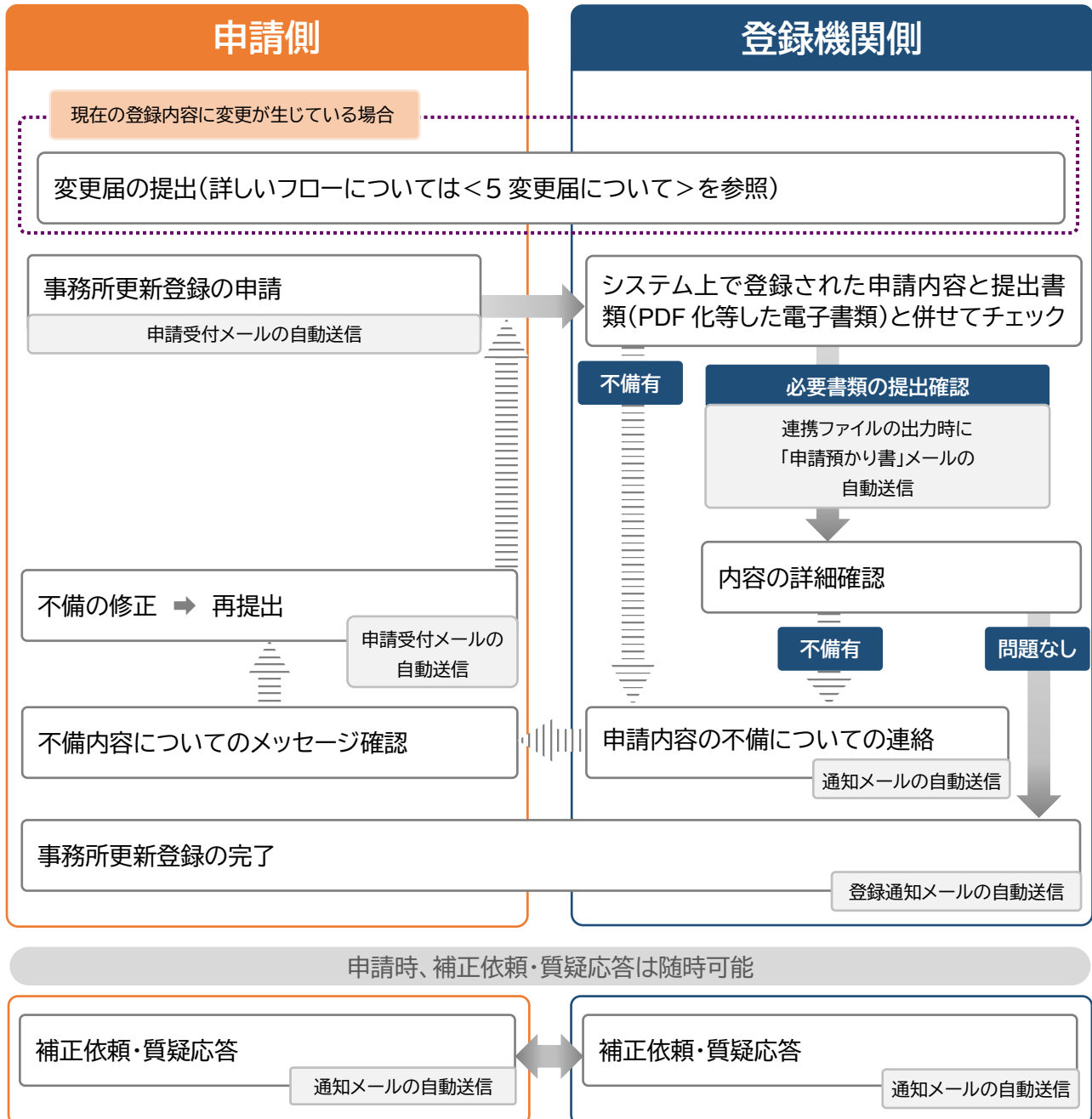
**表示幅が狭い場合**  
 「≡」表示になります。  
 「≡」をクリックしメニューを表示します。

- ① 登録申請手続き、年次作業 : 建築士事務所の各申請、届出等を行う際に、こちらをクリックします。  
※年次作業(業務報告)については、各都道府県によって導入状況が異なります。
- ② マイページ : ご自身の登録情報を変更する際に、こちらをクリックします。
- ③ 基本情報設定 : 事務所の登録情報の変更や、本システムの利用者の追加・削除等の管理※をすることが可能です。 ※管理者のみ操作が可能です。  
また、現況登録情報反映依頼の手続き※もこちらから行います。※但し、各都道府県によって導入状況が異なります。
- ④ ログアウト : 本システムからログアウトします。

## 4 事務所更新登録について

### 4.1 システムを利用した申請の流れについて

本システムを利用した際の、申請の流れ(フロー)は以下のとおりです。



## 4.2 登録手数料の納付

本システムにて、建築士事務所の各申請を行うのに先立ち、以下の口座まで登録手数料を振込いただき、振込明細票・利用控等の入金を確認できる書類をご用意ください。

○登録手数料(消費税は非課税)

一級建築士事務所 23,500円

二級・木造建築士事務所 22,200円

○銀行口座

みずほ銀行 新宿新都心支店

店番号209 口座番号 普通 1284408

口座名 一般社団法人東京都建築士事務所協会( 沖)トキヨウトケンケンジ ムシヨカイ )

※必ず振込名義人欄に振込名義人名とともに**電話番号**も併せて入力してお振込み願います。

※振込手数料は申請者負担となります。審査前の書類不備等による返金の際は、振込手数料等を差し引いての返金となりますので、予めご了承の程お願いいたします。

※審査開始後の返金はできません。

## 4.3 提出書類の準備

上記書類のほか、必要な提出書類をPDFファイルとしたものがお手元に揃っていることをご確認ください。提出書類と各ファイルのファイル名は、「[4.11 事務所更新登録申請時に必要な書類](#)」をご参照ください。

## 4.4 「事務所更新登録」の申請画面について

以下より「事務所更新登録」の操作をシステムの画面に沿ってご説明いたします。

左側メニューより、「事務所更新登録」ボタンをクリックすると、事務所更新登録画面が表示されます。

「建築士事務所登録受付システム」は、建築士事務所の事務所新規登録の申請、事務所更新登録の申請、事務所変更届の届出、事務所廃業届の届出および業務報告の提出※をオンライン上で行うシステムです。  
各申請等を行う場合には、左側メニュー「登録申請手続き」より、業務報告を行う場合には「年次 作業」より、ご自分の登録情報（パスワード等）の変更は「マイページ」、このシステムに登録してある 事務所情報の変更や利用者・代理人の管理、現況登録情報反映の依頼※等は「基本情報設定」より行ってください。 ※各都道府県によって導入状況は異なります。  
その他、詳しくは操作説明書をご確認ください。

■ 質疑応答更新情報  
新着メッセージはありません。

■ 「建築士事務所登録受付システム」からのお知らせ  
2022年8月1日 「建築士事務所登録受付システム」の利用を開始します。当面は「事務所新規登録」のみ利用可能となります。

■ 一括取り込み用CSVに関して  
建築士事務所新規登録、更新登録および変更届において、【法人の役員】と【所属建築士】のCSVファイルにより一括登録が可能です。

▷新規登録と更新登録  
・【法人の役員】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。  
・【法人の役員】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）  
CSV形式は [こちら](#)  
・【所属建築士】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。  
・【所属建築士】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）  
CSV形式は [こちら](#)

▷変更届  
・【法人の役員】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。  
・【法人の役員】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）  
CSV形式は [こちら](#)  
・【所属建築士】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。  
・【所属建築士】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）  
CSV形式は [こちら](#)



## 「事務所更新登録」受付可能期間について

事務所更新登録には、受付可能期間があります。必ず期間内に申請をお願いいたします。

■受付可能期間：有効期間満了日を起点とした**60日前～30日前まで**

※有効期間満了日＝前回の登録年月日の5年後の応当日の前日

※システムの更新登録申請受付可能期間について、有効期間満了日より**90日前**に設定しています。その為、この期間中は申請が可能です。但し、受付(受理)の処理手続きは、2ヶ月前の更新のお知らせハガキを送付する関係上、上記の受付可能期間(60日前～30日前)に行いますのであらかじめご了承ください。

受付可能期間外に最終画面まで内容の入力を進めることは可能ですが、最後の「登録申請」ボタンをクリックすると、以下のようなエラーメッセージが表示され、提出ができません。

### <受付期間前(例)>

### <受付期間超過(例)>

以下【5.5「登録事務所情報」の入力～5.9「所属建築士」の入力(CSVデータの取り込み)】の操作方は本システムを利用する際、更新登録の申請が最初のシステム利用となる場合、もしくは変更届のみ利用したことがある場合のご説明となります。

既に本システムにて「新規登録」もしくは「更新登録」のご利用がある場合は、既存情報が反映されています。その場合は各画面の登録内容に間違いが無いかを確認し、「次へ」をクリックし「[4.10 提出書類のアップロード](#)」まで進んでください。既存情報と内容が異なる場合は、先に変更届の提出が必要となります。

※本システムを利用後に、システムを介さない、紙面による申請・届出があった場合は情報が反映されません。その場合、システムに登録してある既存情報に加え、紙面により提出した申請・届出の情報を追加入力した上で手続きを進める。



## 4.5 「登録事務所情報」の入力

以下の内容に従って、現在機関に登録されている「登録事務所情報」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

※既存の情報が反映、表示されている場合は内容に間違いが無いか確認し、「次へ」ボタンをクリックします。内容が異なる場合は、先に変更届の届出が必要となります。

### 入力項目についての詳細説明

- ① 事務所資格区分…必須入力項目です。システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ② 事務所登録番号…必須入力項目です(数字のみで入力)。システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ③ 登録年月日…必須入力項目です。事務所登録年月日を入力します。
- ④ 事務所名称フリガナ：必須入力項目です。事務所名称のフリガナをカタカナで入力します。  
※イッキウケンチュクシジムシヨ、ニキュウケンチュクシジムシヨ、カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャ等はフリガナ欄から抜いてください。
- ⑤ 事務所名称：必須入力項目です。基本情報設定情報より自動反映されます。
- ⑥ 事務所所在地郵便番号：必須入力項目です。半角数字及びハイフンにて事務所所在地郵便番号を入力します。(例)123-4567  
郵便番号を入力することで、自動的に住所が表示されます。
- ⑦ 電話番号：必須入力項目です。半角数字及びハイフンにて電話番号を入力します。基本情報設定情報より自動反映されます。(例)012-3456-7890
- ⑧ 事務所所在地：必須入力項目です。基本情報設定情報より自動反映されます。

※所在地欄が必ず東京都より始まっているか確認してください。

- ⑨ 事務所所在地ビル名等：事務所所在地にビル名称等がある場合は入力します。⑧の欄にビル名称等が入力されている場合には、こちらに入力し直してください。

## 4.6 「申請者情報」の入力

以下の内容に従って、「申請者情報」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

※既存の情報が反映、表示されている場合は内容に間違いが無いか確認し、「次へ」ボタンをクリックします。

内容が異なる場合は、先に変更届の届出が必要となります。

1 登録申請所情報 > 2 申請者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所属建築士 > 6 提出書類

1 \*個人法人区分  個人  法人

2 \*申請者フリガナ(姓) ○○ 3 \*申請者フリガナ(名) ○○ 6 \*旧姓

4 \*申請者氏名(姓) ○○ 5 \*申請者氏名(名) ○○ 7 \*性別  男性  女性

8 生年月日 (平成12年) 2000/01/01 9 \*建築士の資格区分  一級  二級  木造  なし 10 \*電話番号 012-3456-7890

11 郵便番号 123-4567 12 \*住所 注：個人の自宅住所(住民票の住所)を入力してください ○○○○

← 前へ 次へ →

1 登録事務所情報 > 2 申請者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所属建築士 > 6 提出書類

1 \*個人法人区分  個人  法人

13 \*法人名称フリガナ

14 \*法人名称(法人番号) 注：登記上の法人番号を入力してください 株式会社○○

15 所在地郵便番号 123-4567 17 \*電話番号 0312345678

16 \*所在地 注：登記上の本店所在地を入力してください(※代表者自宅住所ではありません) ○○○○

← 前へ 次へ →

### 入力項目についての詳細説明

- ① 個人法人区分：該当する個人法人区分を選択肢より選択します。以下項目は、選択した区分に該当する項目のみ入力します。
- ② 申請者フリガナ(姓)：「個人」選択時のみ必須入力項目です。申請者氏名(姓)のフリガナをカタカナで入力します。
- ③ 申請者フリガナ(名)：「個人」選択時のみ必須入力項目です。申請者氏名(名)のフリガナをカタカナで入力します。

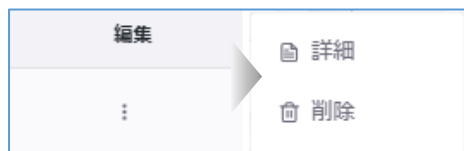
- ④ 申請者氏名(姓) : 「個人」選択時のみ必須入力項目です。申請者氏名(姓)を入力します。
- ⑤ 申請者氏名(名) : 「個人」選択時のみ必須入力項目です。申請者氏名(名)を入力します。
- ⑥ 旧姓 : **こちらは入力しないでください。**
- ⑦ 性別 : 「個人」選択時のみ必須入力項目です。該当する性別を選択肢より選択します。
- ⑧ 生年月日 : 「個人」選択時のみ入力できます。生年月日をカレンダー機能より入力します。
- ⑨ 建築士の資格区分 : 「個人」選択時のみ必須入力項目です。該当する建築士の資格区分を選択肢より選択します。
- ⑩ 電話番号 : 「個人」選択時のみ必須入力項目です。半角数字及びハイフンにて電話番号を入力します。  
(例)012-3456-7890
- ⑪ 郵便番号 : 「個人」選択時のみ入力できます。半角数字及びハイフンにて郵便番号を入力します。  
(例)123-4567 郵便番号を入力することで自動的に住所が表示されます。
- ⑫ 住所 : 「個人」選択時のみ必須入力項目です。個人の自宅住所(住民票の住所)を入力します。
- ⑬ 法人名称フリガナ : 「法人」選択時のみ必須入力項目です。法人名称のフリガナをカタカナで入力します。  
※カブシキガイシャ、ユウゲンガイシャ等はフリガナ欄から抜いてください。
- ⑭ 法人名称(法人商号) : 「法人」選択時のみ必須入力項目です。法人名称(法人商号)を入力します。
- ⑮ 所在地郵便番号 : 「法人」選択時のみ入力できます。半角数字及びハイフンにて郵便番号を入力します。(例)123-4567 郵便番号を入力することで自動的に住所が表示されます。
- ⑯ 所在地 : 「法人」選択時のみ必須入力項目です。登記上の本店所在地を都道府県名より入力してください(※代表者自宅住所ではありません)
- ⑰ 電話番号 : 「法人」選択時のみ必須入力項目です。半角数字及びハイフンにて電話番号を入力します。  
(例)012-3456-7890

## 4.7 「法人の役員」の入力（CSVデータの取り込み）

以下の内容に従って、「法人の役員」を入力(又はCSVデータを取り込み)し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。なお、「法人の役員」数の制限はありません。

NO.	氏名	旧姓	生年月日	性別	役職	代表者	編集
1	フリガナ フリガナ A A		昭和45年 1970/01/01	男	代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/>	⋮
2	フリガナ フリガナ B B	〇〇	昭和45年 1970/01/02	女	取締役	<input type="checkbox"/>	⋮
3	フリガナ フリガナ C C		昭和45年 1970/01/03	男	取締役	<input type="checkbox"/>	⋮

- A** 法人の役員の入力画面には検索ウィンドウがあります。氏名またはフリガナで検索できます。
- B** 後述のCSVインポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。
- C** 既存データが入力されたCSVファイルをダウンロードできます。
- D** 個別に役員を追加する際は、役員追加をクリックすると、以下の入力画面が表示されます。(次項参照)  
入力後に「追加」をクリックすると、上図の画面に法人役員を追加できます。
- E** CSVインポートを利用しない場合、代表者にチェックします。この項目は必須入力項目です。
- F** 編集タブです。入力情報の編集、入力情報の削除が行えます。



詳細:役員編集画面を表示します。編集画面から役員情報を編集することができます。

削除:役員情報を削除します。

「役員追加」入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ(姓)：必須入力項目です。法人役員の氏名(姓)のフリガナをカタカナで入力します。
- ② フリガナ(名)：必須入力項目です。法人役員の氏名(名)のフリガナをカタカナで入力します。
- ③ 氏名(姓)：必須入力項目です。法人役員の氏名(姓)を入力します。
- ④ 氏名(名)：必須入力項目です。法人役員の氏名(名)を入力します。
- ⑤ 旧姓：**こちらは入力しないでください。**
- ⑥ 性別：必須入力項目です。該当する法人役員の性別を選択肢より選択します。
- ⑦ 生年月日：必須入力項目です。法人役員の生年月日をカレンダー機能より入力します。
- ⑧ 役職：必須入力項目です。法人役員の役職を選択します。選択項目に該当の役職名称が無い場合には「その他」を選択し、その他役職詳細欄に役職名を記入します。

CSV ファイルを利用して法人の役員名簿を一度にインポートする方法について

法人の役員名簿は、予め用意したCSVファイルにて一度にインポートすることが可能です。手順は以下のとおりです。

【1】CSVファイルのダウンロード方法について

以下2通りのダウンロード方法があります。

- トップページより…CSVの入力ファイル(空欄)、Excelの入力ファイル(空欄)および入力例がダウンロードできます。

「トップページ」の「一括取り込み用CSVに関して」から、CSVの仕様および入力例「入力例\_yakuin.xlsx」及び入力ファイル「yakuin.xlsx」または「yakuin.csv」をダウンロードします。

CSVの仕様および入力方法は「入力例\_yakuin.xlsx」を参考に、投入するCSVを作成し保存します。ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

※Excelファイルを利用した場合には、必ずCSV形式で保存してください。

- ・【法人の役員】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です(エクセル形式)。
- ・【法人の役員】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) (保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。)  
CSV形式は [こちら](#)

- 「法人の役員」画面より・・・システムにて登録された既存内容が反映済のCSVファイル「yakuinList.csv」がダウンロードできます。必要に応じて既存内容の修正等を行い、保存します。ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。



## 【2】システムへの取込み方法

- 「法人の役員」画面の「役員CSV取込」ボタンをクリックすると、アップロード画面が表示されます。



- 「ファイル選択」にて【1】で作成、保存したファイルを選択し、「取込」ボタンをクリックすると、システムの「法人の役員」画面に反映されます。

※「既存役員を全件削除、CSV内容で置き換え」をチェックすると、現在システムに登録されている内容からCSVファイルの内容にすべて置き換わります。チェックを外すと、現在システムに登録されている内容に追加する形でCSVファイルの内容がインポートされます。



【事務所更新登録(法人の役員)CSVフォーマット仕様】

No.	項目名	必須	備考	例
1	フリガナ(姓)	○	全角カタカナ	ヤマダ
2	フリガナ(名)	○	全角カタカナ	タロウ
3	氏名(姓)	○		山田
4	氏名(名)	○		太郎
5	旧姓		こちらは入力しないでください。	
6	性別	○	内容は下のリスト_6 参照	男
7	生年月日	○	西暦で入力 例)平成 12 年 12 月 25 日→2000/12/25	2000/12/25
8	役職	○	内容は下のリスト_8 参照。内容に記載以外の役職も入力可能	代表取締役
9	代表者	○	代表者に「1」を入力する。 代表者は 1 名のみ設定可能。	1

【内容】

リスト\_6.性別

No.	内容
1	男
2	女

リスト\_8.役職

No.	内容	No.	内容	No.	内容
1	代表取締役	9	取締役社長	17	会長
2	代表取締役社長	10	取締役支店長	18	支店長
3	代表取締役会長	11	取締役常務執行役員	19	支配人
4	代表取締役副社長	12	取締役上席執行役員	20	監事
5	無限責任社員	13	専務取締役		
6	代表社員	14	常務取締役		
7	代表理事	15	理事長		
8	取締役	16	理事		

※オンライン受付システムでの受付に際し、東京都では登記上の役職名にて入力をお願いします。

【例】 ×代表取締役社長 ⇒ ○代表取締役 / ×専務取締役 ⇒ ○取締役

※ 1~20 に該当のある場合は、役職名をそのまま入力し、該当がない場合は、別途登記に則して役職名を入力してください。



任意の役職名を入力した場合、インポート後にシステムの画面上で確認すると、役職名は「その他」と区分され、「その他役職詳細」の項目に入力した役職名が反映されます。

※ 同一の方を重複して登録することはできません。氏名及び生年月日が同一となるデータが複数ある場合は、エラーが表示されます。内容をご確認ください。

## 4.8 「管理建築士」の入力

以下の内容に従って、「管理建築士」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

### 入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ： 必須入力項目です。管理建築士氏名のフリガナをカタカナで入力します。  
**※東京都では必ず姓と名の間に入力してください。**
- ② 氏名： 必須入力項目です。管理建築士氏名を入力します。新規利用者登録をした際に入力した管理建築士氏名が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。  
**※東京都では必ず姓と名の間に入力してください。**
- ③ 管理建築士の建築士資格区分： 必須入力項目です。管理建築士の建築士資格区分を選択肢より選択します。新規利用者登録をした際に入力した管理建築士の建築士資格区分が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。
- ④ 管理建築士の建築士登録を受けた都道府県： 必須入力項目です。建築士登録を受けた都道府県を選択肢より選択します。※二級又は木造建築士の場合。一級の場合は「大臣」と自動入力されます。
- ⑤ 管理建築士の建築士登録番号： 必須入力項目です。建築士登録番号を入力します。新規利用者登録をした際に入力した管理建築士の建築士登録番号が反映されます。誤りがある場合のみ修正してください。
- ⑥ 構造設計一級建築士証交付番号： 交付を受けている場合のみ入力する項目です。構造設計一級建築士証交付番号を入力します。
- ⑦ 設備設計一級建築士証交付番号： 交付を受けている場合のみ入力する項目です。設備設計一級建築士証交付番号を入力します。



- ⑧ 管理建築士講習修了年月日：必須入力項目です。管理建築士講習修了年月日をカレンダー機能より入力します。

注：建築士定期講習の受講ではありません。講習修了証にある「修了年月日」を入力します。

- ⑨ 管理建築士講習修了番号：必須入力項目です。管理建築士講習修了番号を入力します。

#### 4.9 「所属建築士」の入力（CSVデータの取り込み）

以下の内容に従って、「所属建築士」を入力(又はCSVデータを取り込み)し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。なお、「所属建築士」数の制限はありません。

NO.	建築士氏名	氏名フリガナ	建築士区分	登録を受けた都道府県	建築士登録番号	構造設計一級建築士証交付番号	設備設計一級建築士証交付番号	編集
1	A	フリガナ	一級	大臣	1 2 3 4 5	7 7 7 7 7		⋮
2	B	フリガナ	二級	東京都	2 3 4 5 6			⋮
3	C	フリガナ	木造	千葉県	3 4 5 6 7			⋮

- A** 所属建築士の入力画面には検索ウィンドウがあります。氏名、フリガナまたは建築士登録番号で、検索することができます。
- B** 後述のCSVインポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。
- C** 既存データが入力されたCSVファイルをダウンロードできます。
- D** 個別に建築士を追加する際は、建築士追加をクリックすると、以下の入力画面が表示されます。入力後に「追加」をクリックすると、上図の画面に建築士を追加できます。
- E** 編集タブです。入力情報の修正、入力情報の削除が行えます。

「建築士追加」入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ：必須入力項目です。建築士氏名のフリガナをカタカナで入力します。  
**※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。**
- ② 氏名：必須入力項目です。建築士氏名を入力します。  
**※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。**
- ③ 建築士区分：必須入力項目です。建築士区分を選択肢より選択します。
- ④ 建築士登録番号：必須入力項目です。建築士登録番号を入力します。
- ⑤ 登録を受けた都道府県：必須入力項目です。登録を受けた都道府県を選択肢より選択します。
- ⑥ 構造設計一級建築士証交付番号：交付を受けている場合のみ入力する項目です。構造設計一級建築士証交付番号を入力します。
- ⑦ 設備設計一級建築士証交付番号：交付を受けている場合のみ入力する項目です。設備設計一級建築士証交付番号を入力します。

CSV ファイルを利用して所属建築士名簿を一括でインポートする方法について

所属建築士名簿は、予め用意したCSVファイルにて一度にインポートすることが可能です。手順は以下のとおりです。

【1】所属建築士情報が空欄のファイルをダウンロードし、所属建築士名簿を作成する場合

- 入力ファイル(所属建築士が空欄のもの)及び入力例は「トップページ」よりダウンロード可能です。

・【所属建築士】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です（エクセル形式）。  
 ・【所属建築士】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
 エクセル形式は [こちら](#) （保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。）  
 CSV形式は [こちら](#)

「トップページ」の「一括取り込み用CSVに関して」から、CSVの仕様および入力例「入力例\_kenchikushi.xlsx」及び入力ファイル「kenchikushi.xlsx」または「kenchikushi.csv」をダウンロードします。CSVの仕様および入力方法は「入力例\_kenchikushi.xlsx」を参考に、投入するCSVを作成し保存します。

※Excelファイルを利用した場合には、必ず CSV 形式で保存してください。

ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

【2】既存のデータが反映されたCSVファイルをダウンロードし、所属建築士名簿を作成する場合

- 既存データが反映・入力されたファイルは、「所属建築士」画面よりダウンロード可能です。



「CSVダウンロード」から、「kenchikushiList.csv」をダウンロードし、ファイル上に更新情報を入力後保存します。

ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

### 【3】システムへの取込み方法

- 「所属建築士」画面の「建築士CSV取込」ボタンをクリックすると、アップロード画面が表示されます。



- 「ファイル選択」にて【1】又は【2】で作成、保存したファイルを選択し、「取込」ボタンをクリックすると、システムの「所属建築士」画面に反映されます。



[事務所更新登録(所属建築士)CSVフォーマット仕様]

No.	項目名	必須	備考	例
1	フリガナ	○	全角カタカナ ※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。	ヤマダ タロウ
2	氏名	○	※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。	山田 太郎
3	建築士区分	○	内容は以下のリスト_3 参照	一級
4	建築士登録番号	○	数字のみで記載 ※記号等を含む場合、「(石)1234」のように記載	12345
5	登録を受けた都道府県	○	内容は以下のリスト_5 参照 ※建築士区分が一級の場合は空白	東京
6	構造設計一級建築士証交付番号		数字のみで記載 ※資格保有者のみ記載	1234
7	設備設計一級建築士証交付番号		数字のみで記載 ※資格保有者のみ記載	4455

【内容】

リスト\_3.建築士区分

No.	内容
1	一級
2	二級
3	木造

リスト\_5.登録を受けた都道府県(二級・木造必須)

No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容
01	北海道	11	埼玉	21	岐阜	31	鳥取	41	佐賀
02	青森	12	千葉	22	静岡	32	島根	42	長崎
03	岩手	13	東京	23	愛知	33	岡山	43	熊本
04	宮城	14	神奈川	24	三重	34	広島	44	大分
05	秋田	15	新潟	25	滋賀	35	山口	45	宮崎
06	山形	16	富山	26	京都	36	徳島	46	鹿児島
07	福島	17	石川	27	大阪	37	香川	47	沖縄
08	茨城	18	福井	28	兵庫	38	愛媛		
09	栃木	19	山梨	29	奈良	39	高知		
10	群馬	20	長野	30	和歌山	40	福岡		

※同一の方を重複して登録することはできません。建築士区分、登録を受けた都道府県及び建築士登録番号が同一となるデータが複数ある場合は、その旨が表示されますため内容をご確認ください。

## 4.10 「提出書類」のアップロード

以下の内容に従って、「提出書類」をアップロードし、画面右下の「登録申請」ボタンをクリックします。

※各種提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにて提出します。

アップロードできるファイル容量の上限は、PDF の場合 10MB、ZIP ファイルの場合 100MB です。

PDF ファイルや ZIP ファイルの作成方法は、「[16 紙/電子書類についての補足](#)」をご参照ください。

「アップロード」ボタンをクリックし、提出書類のファイルを本システムにアップロードします。

※「定款」及び「登記事項証明書」は、申請者の区分が「法人」の場合のみ、表示されます。

提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにてアップロードします。各提出書類のファイル形式とファイル名は、「[4.11 事務所更新登録申請時に必要な書類](#)」をご参照ください。

「削除」ボタンをクリックすると、本システムにアップロードしたファイルを削除します。

これで事務所更新登録の準備は完了です。画面右下の「登録申請」ボタンをクリックして登録機関に「申請」します。

申請後における操作については「[8 各申請・届出等提出後における操作について](#)」以降にてご説明致します。ご参照ください。

## 4.11 事務所更新登録申請時に必要な書類

### (1) 申請者が法人の場合

申請書類等のうち、下表①～③については本システムにより入力することで自動的に作成されます。

④～⑨（④～⑥は所定の様式に必要事項を記入）については、PDF ファイルとした上でアップロードします。**それ以外の書類**（⑩は所定の様式に必要事項を記入）は各自ご用意いただき、PDF ファイルを1つのZIP ファイルにまとめた上でアップロードします。各々のファイル名は下表に従ってください。

	提出書類	摘要	提出方法・ファイル名	
申請書類	①建築士事務所登録申請書	注1	<b>本システムに入力することにより自動的に作成（アップロード不要）</b> ※システムに登録情報があれば入力欄に反映されます	
	②所属建築士名簿	注2		
	③役員名簿	注3		
	④略歴書（登録申請者）		1_略歴書（登録申請者）.pdf	
	⑤略歴書（管理建築士）	登録申請者が管理建築士を兼ねる場合は不要	2_略歴書（管理建築士）.pdf	
	⑥誓約書（登録申請者）		3_誓約書（登録申請者）.pdf	
	⑦管理建築士講習修了証の写し	建築士定期講習修了証は不要 注4	4_管理建築士講習修了証.pdf	
	⑧定款の写し	注5	5_定款.pdf	
	⑨商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	3ヶ月以内のもの	6_登記事項証明書.pdf	
	⑩業務概要書	注6	その他書類.zip （提出書類ごとにPDF ファイルを作成し、1つのZIP ファイルにまとめてください。各PDF ファイルのファイル名は提出書類欄にあるとおりとしてください。）	
添付書類	⑪事務所の賃貸借契約書の写し	注7		
	⑫決算期の確認資料	注8		
	管理建築士	⑬住民票		個人番号記載無し／3ヶ月以内のもの 注9
		⑭建築士免許証（建築士免許証明書）の写し		注10
		⑮前職場の退職証明の写し（退職後6ヶ月以内の場合）		注11
		⑯専任証明書		注12
⑰登録手数料の振込明細票・利用控等の入金を確認できる書類	手数料振込先は14頁を参照			

建築士事務所の名称又は申請者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。「[17 外字等への対応について](#)」をご参照ください。

- 注1 **建築士事務所の名称は法人名だけでなく、その法人名の前後どちらかに「一級（二級・木造）建築士事務所」といれて下さい。**  
例) 株式会社東京建設一級建築士事務所、一級建築士事務所株式会社東京建設  
株式会社東京建設西支店一級建築士事務所
- 注2 \* **東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。**  
\* 他事務所に管理建築士として登録されている建築士は原則として、当該建築士事務所の所属建築士となることはできません。  
\* 同一人で建築士免許登録の種別が複数ある場合には、上位級のみ記入して下さい。
- 注3 役員名簿には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事等）を記入して下さい。監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除きます。  
不明な点は、個別に相談して下さい。
- 注4 **管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の4）に従事した後、登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければなりません。また、修了証の交付をもって、講習修了考査の合否が確定するため、講習を修了しただけでは受付することができません。申請時には、管理建築士の講習修了証の写しを必ず添付して下さい。**
- 注5 「現行定款と相違ない」旨を記入して下さい。  
(最終ページ等の余白に記載、法人名と代表者名も併せて記載してください。)  
定款事業目的に、「建築物の設計・工事監理」などが記載されているものがが必要です。記載されていない場合は、事業目的に追加するか、変更して所轄法務局に届けてから登録申請して下さい。  
なお、目的変更が早急に行えない場合には、個別に相談して下さい。
- 注6 直近5年間の主なものを記入して下さい。
- 注7 建築士事務所の所在地（本店・支店）が商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている場合は不要。  
登記上の所在地と事務所所在地が異なる場合は、建築士事務所の所在地と、申請する法人が事務所所在地を正当に使用できることが分かる書類が必要です。
- (ア) 法人自己所有の物件の場合には、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。
- (イ) 当該法人の代表者が、同一個人名の自己所有物件を事務所所在地とする場合には、個人から法人への使用承諾書の写し又は賃貸借契約書の写し等とともに、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。



(ウ) 賃貸借契約の場合には、賃貸借契約書の写し（約款まで含む。）を提出して下さい。その際、賃借人が当該法人となっていることを確認して下さい。

なお、無断賃貸借防止の観点から、賃貸借契約書に仲介人（不動産業者）がいないときには、賃貸人の所有権を確認するため、別途、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等が必要となります。

(エ) 賃貸借契約をしていない場合は、使用承諾書の写しと使用承諾者が建物の所有者であることが分かる書類として不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。

(オ) 転貸借の場合には、賃貸借の原契約書の写しと、原賃貸人（所有者）及び賃借人の転貸借に係る同意を示すもの（所有者からの同居承諾書）を提出して下さい。

なお、無断転貸防止の観点から、賃貸借契約書に仲介人（不動産業者）がいないときには、賃貸人の所有権を確認するため、別途、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等が必要となります。

サブリース契約等、権利関係が複雑な場合は、個別にご相談下さい。

(カ) フロアを区切り、様々な業種に対しレンタルするシェアオフィスについては、賃貸借契約期間中、固定区画を維持でき、建築士法上の標識の掲示及び帳簿の保管等が実施できる状態であれば、登録できます。賃貸借契約書（入会申込書）の写し及び、区画を表示した書類を提出して下さい。なお、バーチャルオフィスでは登録できません。

\* 添付書類上の不動産登記事項証明書（建物）以外に、固定資産税納税通知書の納税義務者欄及び課税明細書の写しも同様に扱います。

\* 登記事項証明書を提出される際、インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないため、証明書として受付できません。

\* 賃貸借、使用貸借、転貸借の内容によっては、上記以外の資料提出を求める場合があります。

\* 権利関係が複雑な場合は、予め個別にご相談下さい。

注8 法人の決算期を確認するため、直近事業年度の法人住民税・法人事業税等領収証書の写し又は直近事業年度の納税証明書の写しを提出して下さい。

法人設立直後で、最初の決算期が到来していない法人においては、法人設立届の写しを提出して下さい。

注9 登録申請者と管理建築士が同一人で、商業登記事項証明書に現在の住所地が記載されている場合は住民票の写しが省略できます。

管理建築士の現居所在地が、住民票上の住所地（法人にあっては、申請者《開設者》が管理建築士を兼ねており、商業登記事項証明書上の役員欄にある代表者《開設者》の住所地）と異なる場合、又は、住民票上の住所が遠隔地の場合には、通勤可能である現居所在地に居住することが確認できる資料（賃貸借契約書等）も併せて提出して下さい。



注10 建築士免許証（賞状型）に、無効印又は、カード型免許証明書に切替済の印が押されている場合は、建築士免許証明書の写しを提出して下さい。

注11 退職証明書の写し以外に、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）の写し、雇用保険の資格喪失届の写し、離職票の写し、健康保険資格喪失届（受理印付／「被保険者等記号番号」及び「被保険者番号」をマスキング）の写し、厚生年金の加入期間証明の写しも同様に扱います（いずれも事業者名、管理建築士の氏名が記載されているもの）。

**\* 個人事業をしていた場合は、直前期の確定申告書（第一面及び第二面）の写しを提出して下さい。**

\* 6ヵ月以内に他道府県で管理建築士をしていた場合は、その建築士事務所の登録道府県へ提出した受付印のある廃業届等の写しも必要となります。

\* 他社の法人の役員を兼務されている場合、又は他社の法人の役員を直近までされていた場合は、個別にご相談ください。

注12 登録申請者が兼ねる場合は不要。

管理建築士の**専任（常勤）**を証明するものとして、次の資料の**いずれか**を提出して下さい。

(ア) 事業者名と管理建築士の氏名が記載されている、次のいずれかの資料が必要です。

①健康保険組合発行の健康保険資格証明書の写し（3ヶ月以内発行）

\* 「健康保険被保険者証の写し」は、令和7年12月1日まで証明として使用可能です。

②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

③健康保険・厚生年金保険資格取得確認書の写し

\* 上記各書類の提出において健康保険証等に記載されている「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングして下さい。

(イ) 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し

(ウ) 住民税の特別徴収税額通知書（事業者あてのもの）の写し

(エ) 法人確定申告書の表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの）。…役員に限る。

(オ) その他常勤が確認できるもの…予め個別にご相談下さい。

**\* 1人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士となることはできません。**

**\* 派遣労働者は、管理建築士にはなれません。**

\* **専任**とは、事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。

従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日を除いて通常の勤務時間中はその事務所に勤務していなければなりません。（他社で、建築士としてか否かにかかわらず社員となっている者、兼職している者、自社監査役になっている者等は、管理建築士とはなれません。）。

\* 出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの及び「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングしたもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。

不明な点は、窓口にご相談下さい。

\* 他社の役員を兼務されている場合、又は法人の役員を直近までされていた場合は個別に担当窓

口でご相談下さい。

※ 不明な点は、当協会登録センターに相談して下さい。

(2) 申請者が個人の場合

申請書類等のうち、下表①、②については本システムにより入力することで自動的に作成されます。

③～⑥（③～⑤は所定の様式に必要事項を記入）については、PDF ファイルとした上でアップロードします。**それ以外の書類**（⑦は所定の様式に必要事項を記入）は各自ご用意いただき、PDF ファイルを1つの ZIP ファイルにまとめた上でアップロードします。各々のファイル名は下表に従ってください。

	提出書類	摘要	提出方法・ファイル名
申請書類	①建築士事務所登録申請書	注1	<b>本システムに入力することにより自動的に作成（アップロード不要）</b> ※システムに登録情報があれば入力欄に反映されます
	②所属建築士名簿	注2	
	③略歴書（登録申請者）		1_略歴書（登録申請者）.pdf
	④略歴書（管理建築士）	登録申請者が管理建築士を兼ねる場合は不要	2_略歴書（管理建築士）.pdf
	⑤誓約書（登録申請者）		3_誓約書（登録申請者）.pdf
	⑥管理建築士講習修了証の写し	建築士定期講習修了証は不要 注3	4_管理建築士講習修了証.pdf
	⑦業務概要書	注4	その他書類.zip
添付書類	⑧開設者の住民票の写し	個人番号の記載無し／3ヶ月以内のもの	（提出書類ごとに PDF ファイルを作成し、1つの ZIP ファイルにまとめてください。各 PDF ファイルのファイル名は適宜わかりやすいものとしてください。）
	⑨事務所の賃貸借契約書の写し	建築士事務所の所在地が⑧に記載されている場合は不要 注5	
	⑩住民票の写し	開設者と同一人の場合は、不要 注6	
	⑪建築士免許証（建築士免許証明書）の写し	注7	
	⑫前職場の退職証明の写し（退職後6ヶ月以内の場合）	注8	
	⑬専任証明書	注9	
	⑭登録手数料の振込明細票・利用控等の入金を確認できる書類	手数料振込先は14頁を参照	

建築士事務所の名称又は申請者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。「[17 外字等への対応について](#)」をご参照ください。

注1 **事務所の名称は、前後どちらかに「一級（二級・木造）建築士事務所」と入れて下さい。**例）新宿太郎一級建築士事務所、一級建築士事務所新宿太郎

注2 \* **東京都では必ず姓と名の間**に全角スペースを入力してください。

\* 他事務所に管理建築士として登録されている建築士は原則として、当該建築士事務所の所属建築士となることはできません。

\* 同一人で建築士免許登録の種別が複数ある場合には、上位級のみ記入して下さい。

注3 **管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の4）に従事した後、登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければなりません。また、修了証の交付をもって、講習修了考査の合否が確定するため、講習を修了しただけでは受付することができません。申請時には、管理建築士の講習修了証の写しを必ず添付して下さい。**

注4 直近5年間の主なものを記入して下さい。

注5 住民票上の住所と所在地が異なる場合は、建築士事務所の所在地と、申請する個人が事務所所在地を正当に使用できることが分かる書類が必要です。

(ア) 個人の自己所有の場合には、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。

(イ) 賃貸借契約書の場合には、賃貸借契約書の写し（約款まで含む）を提出して下さい。その際、賃借人が当該個人事業主になっていることを確認して下さい。

なお、無断賃貸借防止の観点から、賃貸借契約書に仲介人（不動産業者）がいないときには、賃借人の所有権を確認するため、別途、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等が必要となります。

(ウ) 賃貸借契約をしていない場合は、使用承諾書の写しと使用承諾者が建物の所有者であることが分かる書類として、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。

(エ) 転貸借の場合には、賃貸借の原契約書の写しと、原賃貸人（所有者）及び賃借人の転貸借に係る同意を示すもの（所有者からの同居承諾書）を提出して下さい。

なお、無断転貸防止の観点から、賃貸借契約書に仲介人（不動産業者）がいないときには、賃貸人の所有権を確認するため、別途、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等が必要となります。

(オ) フロアを区切り、様々な業種に対しレンタルするシェアオフィスについては、賃貸借契約期間中、固定区画を維持でき、建築士法上の標識の掲示及び帳簿の保管等が実施できる状態であれば、登録できます。賃貸借契約書（入会申込書）の写し及び、区画を表示した書類を提出して下さい。

さい。なお、バーチャルオフィスでは登録できません。

- \* 添付書類上の不動産登記事項証明書（建物）以外に、固定資産税納税通知書の納税義務者欄及び課税明細書の写しも同様に扱います。
- \* 登記事項証明書を提出される際、インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないため、証明として受付できません。
- \* 賃貸借、使用貸借、転貸借の内容によっては、上記以外の資料提出を求める場合があります。
- \* 権利関係が複雑な場合は、予め個別にご相談下さい。

注6 管理建築士の現居所地が、住民票上の住所地と異なる場合、又は、住民票上の住所が遠隔地の場合には、通勤可能である現居所地に居住することが確認できる資料（賃貸借契約書等）も併せて必要となります。詳細は、個別にご相談下さい。

注7 建築士免許証（賞状型）に、無効印又は、カード型免許証明書に切替済の印が押されている場合は、建築士免許証明書の写しを提出して下さい。

注8 退職証明書の写し以外に、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）の写し、雇用保険の資格喪失届の写し、離職票の写し、健康保険資格喪失届（受理印付／「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキング）の写し、厚生年金の加入期間証明の写しも同様に扱います（いずれも事業者名、管理建築士の氏名が記載されているもの）。

- \* **個人事業をしていた場合は、直前期の確定申告書（第一面及び第二面）の写し。**
- \* 6ヵ月以内に他道府県で管理建築士をしていた場合は、その建築士事務所の登録道府県へ提出した受付印のある廃業届等の写し（廃業に伴う添付書類は不要）も必要となります。
- \* 他社の役員を兼務されている場合、又は他社の役員を直近までされていた場合は、個別にご相談ください。

注9 登録申請者が兼ねる場合は不要。

管理建築士の**専任（常勤）**を証明するものとして、次の資料のいずれかを提出して下さい。

(ア) 事業者名と管理建築士の氏名が記載されている、次のいずれかの資料が必要です。

①健康保険組合発行の健康保険資格証明書の写し（3ヶ月以内発行）

\* 「健康保険被保険者証の写し」は、令和7年12月1日まで証明として使用可能です。

②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

③健康保険・厚生年金保険資格取得確認書の写し

\* 上記各書類の提出において健康保険証等に記載されている「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングして下さい。

(イ) 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し

(ウ) 住民税の特別徴収税額通知書（事業者あてのもの）の写し

(エ) 管理建築士の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書の写し

(オ) その他常勤が確認できるもの…予め個別にご相談下さい。

- \* **1人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士となることはできません。**
- \* **派遣労働者は、管理建築士にはなれません。**

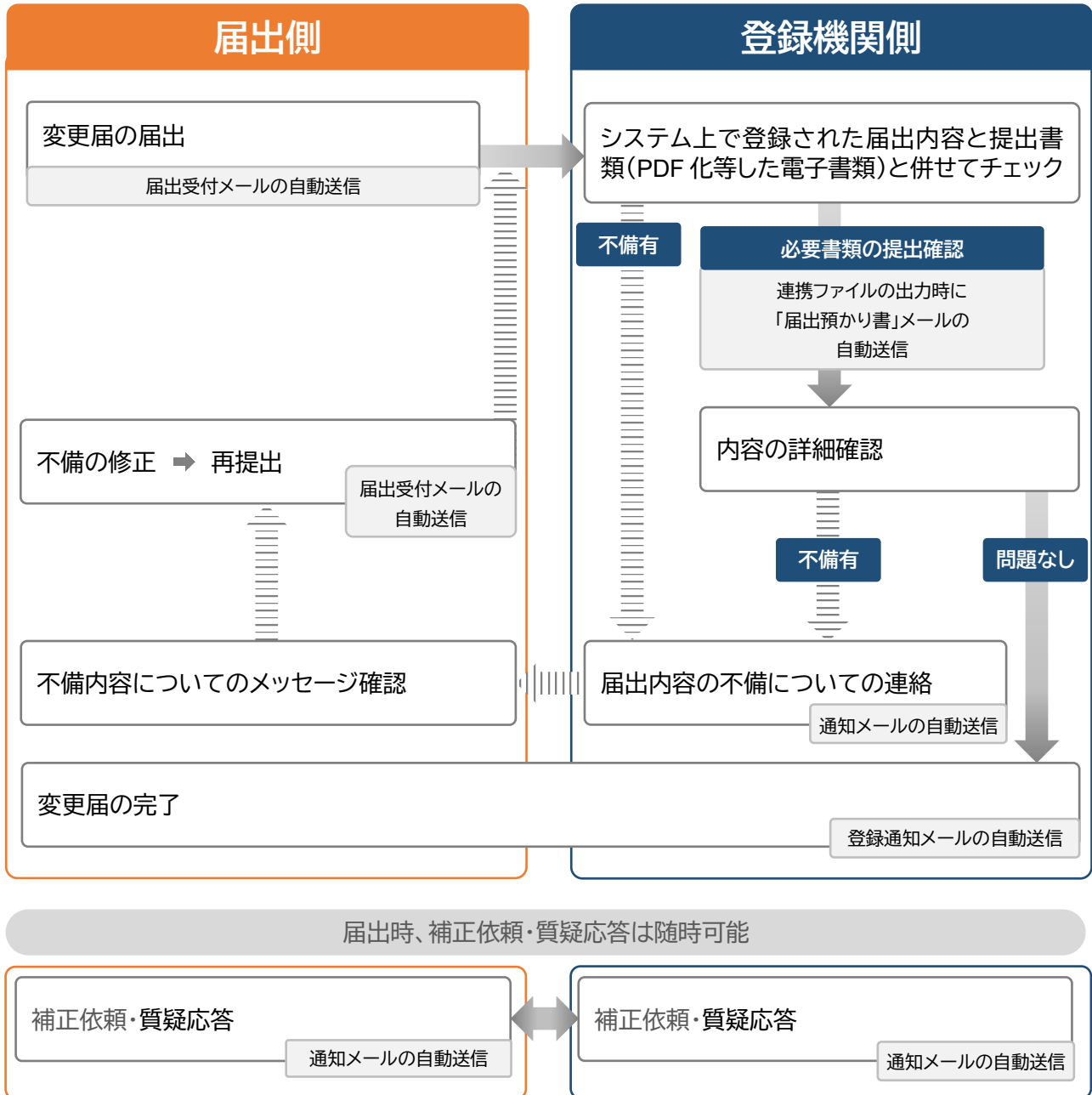
- \* 専任とは、事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。  
従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。(他社で、建築士としてか否かにかかわらず社員となっている者、兼職している者等は、管理建築士とはなれません。)
- \* 出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証(事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの及び「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングしたもの)・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。  
不明な点は、窓口にご相談下さい。
- \* 他社の役員を兼務されている場合、又は法人の役員を直近までされていた場合は、個別に担当窓口にご相談下さい。
- \* 直近まで、法人の代表者であり、その事務所を廃業し、個人事業(代表者兼管理建築士)に移行する場合、又は、他社の管理建築士に着任する場合は、必ず事前にご相談下さい。

※ 不明な点は、当協会登録センターに相談して下さい。

## 5 変更届について

### 5.1 システムを利用した届出の流れについて

本システムを利用した際の、届出の流れ(フロー)は以下のとおりです。





## 5.2 提出書類の準備

必要な提出書類をPDFファイルとしたものがお手元に揃っていることをご確認ください。

提出書類と各ファイルのファイル名は、「[5.12 変更届届出時に必要な書類](#)」をご参照ください。

## 5.3 変更届 画面構成

以下の0～5までの画面を順に入力していきます。

「0 変更届提出情報」は、初めてシステムを利用する時のみ表示される画面です。

「1 登録事務所情報」～「4 所属建築士」は、変更事項がある場合のみ入力を行います。

●:必須 ○:任意 -:不要

画面	システムを初めて利用する		以前にシステム登録あり		入力提出条件
	法人	個人	法人	個人	
0 変更届提出情報	●	●	- (画面表示なし)	- (画面表示なし)	システム初回利用の方は必須入力
1 登録事務所情報	○	○	○	○	変更事項のみ入力。変更前情報と変更後情報を入力する。
2 開設者情報	○	○	○	○	
3 法人の役員	○	-	○	-	
4 所属建築士	○	○	○	○	
5 提出書類	○	○	○	○	変更時のみ提出



## 5.4 「0 変更届提出情報」の入力

本項目は、本システムを利用する際に、変更届の提出が最初のシステム利用となる場合にのみ表示される画面となります。ここでは変更前の情報(現在の登録情報)を入力してください。

本システムにおいて、新規登録/更新登録/変更届を過去に提出している場合、本画面は表示されず、後述の「[5.5「1 登録事務所情報」の入力](#)」から入力を開始します。変更情報は「1 登録事務所情報」以降の入力欄にて入力してください。

- (1) システム画面左側のメニューより「事務所変更届」を選択し、事務所変更届画面を表示します。  
事務所資格区分、事務所登録番号はシステム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製したものが仮に入力されています。登録年月日は現在の登録情報を入力してください。入力内容を確認し、個人・法人区分を選択します。

### 変更届提出情報画面

建築士事務所登録受付システム

〇〇〇事務所

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

0 変更届提出情報 > 1 登録事務所情報 > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > 4 所属建築士 > 5 提出書類

変更届を提出するにあたり、以下の情報を入力してください。\*変更届の提出が、最初のシステム利用となる場合のみ、この画面<0. 変更届提出情報>が表示されます。ここでは変更前の情報(現在の登録情報)を入力してください。変更情報は【1登録事務所情報】以降の入力欄にて入力をお願いいたします。

\*事務所資格区分  一級  二級  木造

\*事務所登録番号 123456

\*登録年月日 (令和5年) 2023/10/01

\*個人法人区分  個人  法人

前へ 次へ

以下の内容に従って、「開設者情報」を入力し、画面右下の「次へ」ボタンをクリックします。

事務所変更届 | ホーム > 事務所変更届 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機密までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

0 変更届提出情報 > 1 登録事務所情報 > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > 4 所属建築士 > 5 提出書類

変更届を提出するにあたり、以下の情報を入力してください。\*変更届の提出が、最初のシステム利用となる場合のみ、この画面<0. 変更届提出情報>が表示されます。

1 \*事務所資格区分  
 一級  二級  木造

2 \*事務所登録番号

3 \*登録年月日  
 (令和5年)

4 \*個人法人区分  
 個人  法人

5 \*事務所名称

6 \*開設者氏名 (姓)

\*開設者氏名 (名)

← 前へ 次へ →

- ① 事務所資格区分…システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ② 事務所登録番号…システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ③ 登録年月日…事務所登録年月日を入力します。
- ④ 個人法人区分…ここで「個人」を選択すると、下記⑤⑥の入力項目が表示されます。
- ⑤ 事務所名称…システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ⑥ 開設者氏名(姓・名)…開設者の姓・名をそれぞれ入力します。

事務所変更届 | ホーム > 事務所変更届 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機密までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

0 変更届提出情報 > 1 登録事務所情報 > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > 4 所属建築士 > 5 提出書類

変更届を提出するにあたり、以下の情報を入力してください。※変更届の提出が、最初のシステム利用となる場合のみ、この画面<0. 変更届提出情報>が表示されます。

1 \*事務所資格区分  
 一級  二級  木造

2 \*事務所登録番号  
 123456

3 \*登録年月日  
 (令和5年) 2023/07/04

4 \*個人法人区分  
 個人  法人

5 \*事務所名称  
 株式会社〇〇建築一級建築士事務所

6 \*法人名称  
 株式会社〇〇建築

7 \*開設者氏名(姓)  
 開設

\*開設者氏名(名)  
 太郎

8 \*開設者役職  
 代表取締役

その他役職詳細

← 前へ 次へ →

## 法人の場合

- ① 事務所資格区分・・・システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複写したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ② 事務所登録番号・・・システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複写したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ③ 登録年月日・・・事務所登録年月日を入力します。
- ④ 個人法人区分・・・ここで「法人」を選択すると、下記⑤～⑧の入力項目が表示されます。
- ⑤ 事務所名称・・・システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複写したものが仮に入力されています。必要に応じて編集してください。
- ⑥ 法人名称・・・法人の名称を入力します。
- ⑦ 開設者氏名(姓・名)・・・開設者の姓・名をそれぞれ入力します。
- ⑧ 開設者役職・・・開設者の登記に則した役職をプルダウンから選択します。選択項目に該当の役職が無い場合は「その他」を選択し、その他役職詳細に役職名を入力します。

## 5.5 「1 登録事務所情報」の入力

本システムにおいて、新規登録/更新登録/変更届を過去に提出している場合はこの画面より入力を行います。

<登録事務所情報とは>

建築士事務所名称、建築士事務所所在地、建築士事務所電話番号のことを指します。変更項目がある場合は以下(2)からの手順に従って情報の入力を行います。

登録事務所情報画面(個人・法人共通)

事務所変更届 | ホーム > 事務所変更届 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

0 変更届提出情報 > **1 登録事務所情報** > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所屬建築士 > 6 提出書類

変更がない場合、「 変更項目なし」を選択し、「次へ」をクリックしてください。  
 変更がある場合には、変更する項目の  を選択し、変更前と変更後の情報を入力してください。  
 入力が完了したら、「次へ」をクリックしてください。

事務所資格区分：一級 直近のシステムによる手続完了年月日：  
 事務所登録番号：999999

変更項目なし  
 建築士事務所名称を変更する  
 建築士事務所所在地を変更する  
 建築士事務所電話番号を変更する

← 前へ 次へ →

(1) 登録事務所情報に変更が無い場合・・・「変更項目なし」にチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックします。

0 変更届提出情報 > **1 登録事務所情報** > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > 4 管理建築士 > 5 所屬建築士 > 6 提出書類

変更がない場合、「 変更項目なし」を選択し、「次へ」をクリックしてください。  
 変更がある場合には、変更する項目の  を選択し、変更前と変更後の情報を入力してください。  
 入力が完了したら、「次へ」をクリックしてください。

事務所資格区分：一級 直近のシステムによる手続完了年月日：  
 事務所登録番号：(EAZE) 第00000

変更項目なし

← 前へ 次へ →

- (2) 登録事務所情報に変更がある場合・・・チェックボックスにチェックを入れると入力項目が表示されます。以下の手順で情報を入力します。

- ① 事務所資格区分、事務所登録番号は自動入力されます。
- ② 過去にシステム利用がある場合は、直近の手続完了日が表示されます。また、その時点の登録情報が変更前情報に反映されます。システム利用が初回の場合は、空欄となります。
- ③ 変更したい項目(上記の場合、建築士事務所名称)にチェックを入れると情報入力欄が表示されます。
- ④ それぞれ変更前の情報、変更後の情報を入力します。

※建築士事務所名の変更は名称変更のみ可能であり、他の事務所へ変更することはできません。

※法人の商号変更があるときは建築士事務所名も変更となります。

>>「変更後に複写」ボタンをクリックすると、変更前に入力された情報が変更後の欄に複写されます。

- ⑤ 建築士事務所所在地、建築士事務所電話番号に変更がある場合も③④同様に操作を行います。

- ⑥ 変更年月日を入力します。個人においては任意の変更日、法人においては添付資料(※商業登記上の変更日)に記載されている変更日を記載して下さい。

- ⑦ 各項目の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンをクリックします。

## 5.6 「2 開設者情報」の入力

### <開設者情報とは>

法人の場合は法人名称・法人所在地、個人の場合は開設者名・開設者所在地のことを指します。変更項目がある場合は以下の手順に従って情報の入力を行います。

(1) 開設者情報に変更が無い場合・・・「変更項目なし」にチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックします。

(2) 開設者情報に変更がある場合・・・以下の手順で情報を入力します。

#### ● 個人の場合

- ① 過去にシステム利用がある場合、直近の手續完了日が表示されます。また、その時点の登録情報が変更前情報に反映されます。システム利用が初回の場合は、空欄となります。
- ② 変更したい項目(上記の場合、開設者氏名)にチェックを入れると情報入力欄が表示されます。
- ③ それぞれ変更前の情報、変更後の情報を入力します。  
**※開設者氏名の変更は改姓、改名のみ変更可能です。開設者の変更(他の人への変更)はできません。**  
 >>「変更後に複写」ボタンをクリックすると、変更前に入力された情報が変更後の欄に複写されます。

- ④ 開設者住所に変更がある場合も②③同様に操作を行います。

- ⑤ 変更年月日を入力します。(戸籍上の異動日)
- ⑥ 各項目の入力が完了したら、「次へ」ボタンをクリックします。

● 法人の場合

- ① 過去にシステム利用がある場合、直近の手續完了日が表示されます。また、その時点の登録情報が変更前情報に反映されます。システム利用が初回の場合は、空欄となります。
- ② 変更したい項目(上記の場合、法人名称)にチェックを入れると情報入力欄が表示されます。



③ それぞれ変更前の情報、変更後の情報を入力します。

※法人名称の変更は商号のみ変更可能です。法人の変更(他の法人への変更)はできません。

>>「変更後に複写」ボタンをクリックすると、変更前に入力された情報が変更後の欄に複写されます。

法人名称を変更する 名称を変更後に複写

※開設者（法人）の変更は商号変更のみ可能であり、他の法人へ変更することはできません。  
変更前の情報は、過去に当システムを利用したことがある場合に、当時の登録情報が既存情報として入力されております。

<p><small>*変更前の法人名称フリガナ</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="マルマル"/>	<p><small>*変更前の法人名称（法人簡号） 注：登記上の法人簡号を入力してください</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="〇〇株式会社"/>
<p><small>*変更後の法人名称フリガナ</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="マルマル"/>	<p><small>*変更後の法人名称（法人簡号） 注：登記上の法人簡号を入力してください</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="株式会社〇〇"/>

④ 法人所在地に変更がある場合も②③同様に操作を行います。

法人所在地を変更する 所在地を変更後に複写

※変更前の情報は、過去に当システムを利用したことがある場合に、当時の登録情報が既存情報として入力されております。

<p><small>変更前の郵便番号</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="222-2222"/>	<p><small>*変更前の所在地 注：登記上の本店所在地を入力してください（※代表者自宅住所ではありません）</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="□□県□□市□□-□□-□□"/>	
<p><small>変更後の郵便番号</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="222-2223"/>	<p><small>*変更後の所在地 注：登記上の本店所在地を入力してください（※代表者自宅住所ではありません）</small></p> <input style="width: 90%;" type="text" value="□□県□□市■-■-■"/>	

⑤ 変更年月日を入力します。(商業登記上の変更日)

⑥ 各項目の入力が完了したら、「次へ」ボタンをクリックします。

## 5.7 「3 法人の役員」の入力

※本項目は個人建築士事務所の方は入力不要です。「次へ」ボタンをクリックし、「[5.9「4 所属建築士」の入力](#)」へお進みください。

<法人の役員画面について>

法人の役員情報を入力、代表者の設定をします。事務所に所属する役員に変更が生じた場合は、変更が無い役員も含め、所属する全ての役員情報を変更前・変更後に分けて入力する必要があります。

以下は役員情報をシステム上で個別に入力する手順となります。CSVファイルを利用して一括入力する方法は後述の「[5.8「3 法人の役員」の入力\(CSVデータの取り込み\)](#)」をご参照下さい。

(1) 法人の役員情報に変更が無い場合・・・「変更項目なし」にチェックを入れ、「次へ」をクリックします。

(2) 法人の役員に変更が有る場合・・・「法人の役員を変更する」にチェックを入れると、情報入力画面が表示されます。

変更項目なし
  法人の役員を変更する

まず変更前の役員情報画面にて、既存の役員情報を全て入力し、次に変更後の役員情報画面に切り替えて変更情報を入力する流れとなります。

※新たに就任する役員、退任・辞任等した役員を含め、変更前の役員、変更後の役員全てを入力します（仮に1名の役員を追加する場合においても、新旧全ての役員情報の入力が必要となります）。

※変更前の情報は、システム上に登録されているものがあればその情報が一覧に表示されます。

手順の詳細は次項をご参照ください。



「変更前の役員追加」入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ(姓)：必須入力項目です。法人役員の氏名(姓)のフリガナをカタカナで入力します。
- ② フリガナ(名)：必須入力項目です。法人役員の氏名(名)のフリガナをカタカナで入力します。
- ③ 氏名(姓)：必須入力項目です。法人役員の氏名(姓)を入力します。
- ④ 氏名(名)：必須入力項目です。法人役員の氏名(名)を入力します。
- ⑤ 旧姓：こちらは入力しないでください。
- ⑥ 性別：必須入力項目です。該当する法人役員の性別を選択肢より選択します。
- ⑦ 生年月日：必須入力項目です。法人役員の生年月日をカレンダー機能より入力します。
- ⑧ 役職：必須入力項目です。法人役員の役職を選択します。選択項目に該当の役職名称が無い場合には「その他」を選択し、その他役職詳細欄に役職名を記入します。

>>システムを初回利用する方の役員情報画面(変更前)について

「0. 変更届提出情報」より複写された「代表者」のみが仮に入力されています。フリガナ、生年月日、性別が空欄となっているため、「編集」タブの「詳細」より、変更前の役員編集画面を表示し、役員情報を入力後「保存」ボタンをクリックしてください。

② 変更後の役員情報を入力します。

「変更後」タブをクリックして、変更後の入力画面に切り替えを行います。「変更前」の画面で入力した役員情報が反映されています。

以下は変更後画面の概要説明です。役員情報の変更操作手順詳細は、次項以降をご参照ください。

法人の役員(変更後画面)

0 変更届提出情報 >
1 登録事務所情報 >
2 開設者情報 >
3 法人の役員 >
4 所属建築士 >
5 提出書類

変更がない場合は、「 変更項目なし」を選択し、「次へ」をクリックしてください。  
 変更する場合は、「 法人の役員を変更する」を選択し、「役員変更前」タブにて変更前の役員情報を入力してください。次に「役員変更後」タブにて変更後の役員情報を入力してください。  
 また、役員情報はCSVファイルで一括の入力が可能です。CSVファイルで役員情報を入力する場合には、「役員変更CSVダウンロード」よりCSVファイルをダウンロードし、役員の変更情報を入力の上、「役員変更CSV取込」よりアップロード願います。  
 入力が完了したら、「次へ」をクリックしてください。

変更項目なし
  法人の役員を変更する
 





D \*変更年月日: (令和5年) 2023/07/04

A

 検索:

NO.	編集区分	氏名	旧姓	生年月日	性別	役職	C 変更後代表者	編集
1	変更無	カイセツ タロフ 開設 太郎		平成2年 1990/08/08	男	代表取締役1	<input type="radio"/>	⋮
2	変更前	ヤクイン エー 役員 A		平成2年 1990/08/01	男	取締役		⋮
2	変更後	ヤクイン エー 役員 A		平成2年 1990/08/01	男	代表取締役1	<input checked="" type="radio"/>	⋮
3	削除	ヤクイン ビー 役員 B		平成2年 1990/08/02	女	取締役		⋮
4	追加	ヤクイン シー 役員 C		平成2年 1990/08/10	男	取締役	<input type="radio"/>	⋮

4件中 1 から 4 まで表示

← 前へ
E 次へ →

※法人の役員(変更前画面)同様の項目は「①」をご参照ください。

**A** 「変更前」「変更後」タブが選択できます。ここでは「変更後」タブが選択されていることをご確認ください。

**B** 編集区分です。変更の区分を以下のとおり分類しています。

- 変更無： 役員の登録情報に変更がない場合（例）同一役職
- 変更： 役員の登録情報に変更がある場合（例）代表取締役⇄取締役／氏の変更
- 削除： 役員一覧から削除された場合
- 追加： 新たに役員が追加された場合

実際の変更操作手順詳細は次項以降<役員情報の変更操作手順詳細について>をご参照ください。

**C** 代表者を変更する場合は、新しい代表者にチェックを入れます。

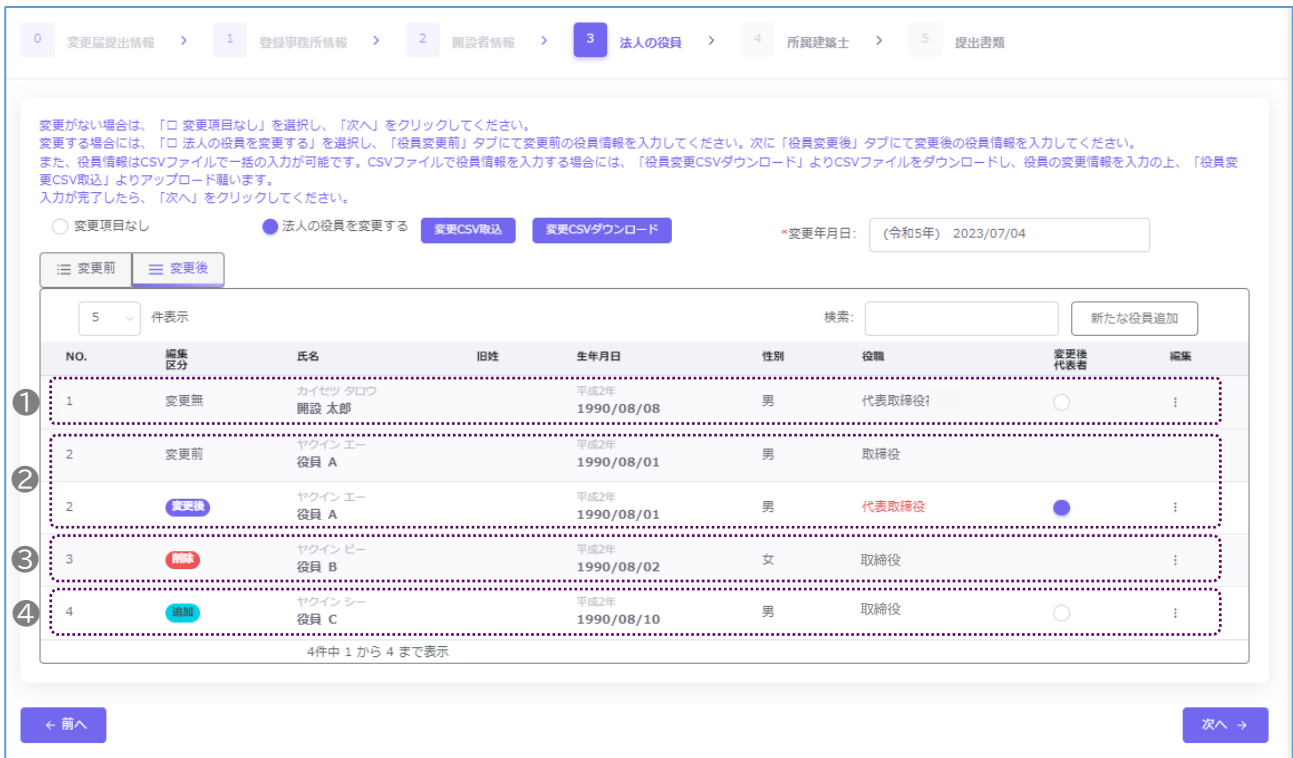
※代表者の変更は「編集区分」に属しません。

**D** 変更年月日を入力します。(商業登記上の変更日)

**E** 全ての入力が完了したら、「次へ」ボタンをクリックします。

<役員情報の変更操作手順詳細について>

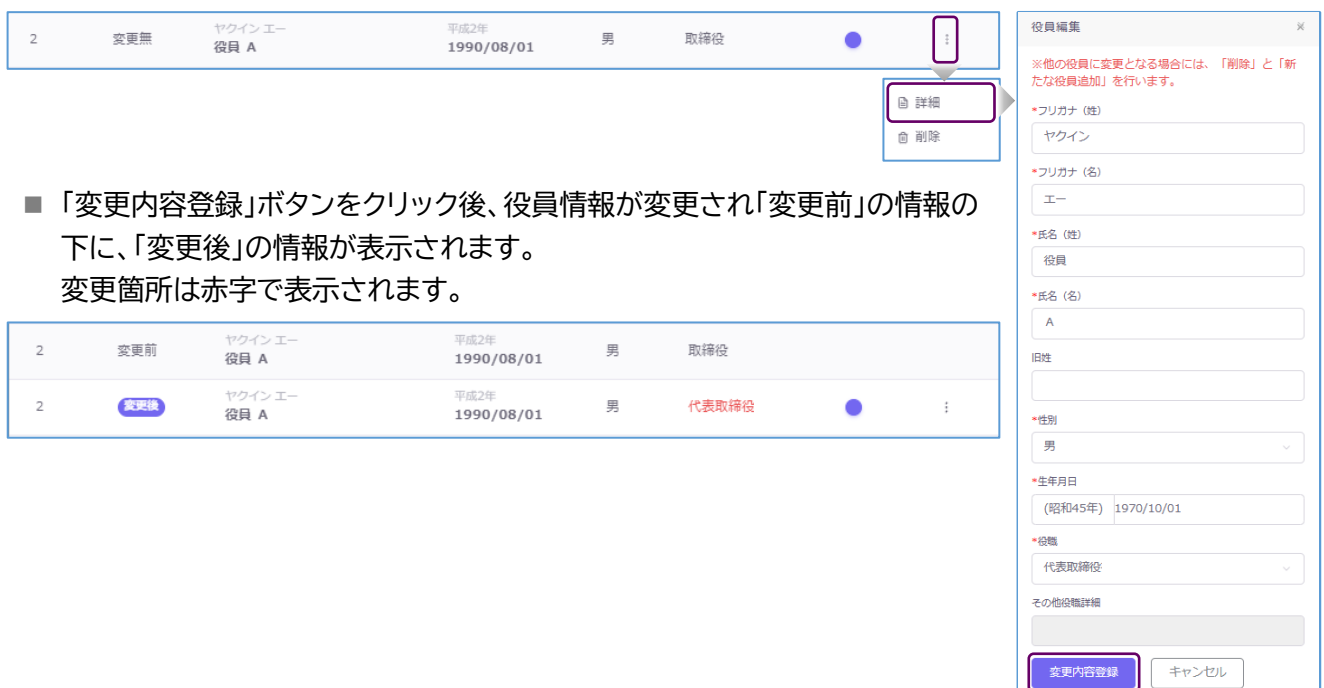
以下、役員情報の変更操作手順をご説明いたします。



- ① 役員情報に変更がない場合、操作は不要です。編集区分は「変更無」と表示されます。
- ② 役員情報を変更する場合、以下の手順で操作を行います。変更後の編集区分は「変更後」と表示されます。

※他の役員への変更(別の方への変更)はできません。

- 「編集」タブの「詳細」ボタンをクリックし、役員編集画面を表示します。役員編集画面にて、変更事項を上書き入力し入力後、「変更内容登録」ボタンをクリックします。



- ③ 役員情報を削除する(退任・辞任・死亡した役員がいる)場合、以下の手順で操作を行います。  
削除後の編集区分は「削除」と表示されます。

- 「編集」タブの「削除」ボタンをクリックします。情報が削除され、編集区分が「削除」に変更されます。

3	変更無	ヤクインビー 役員 B	平成2年 1990/08/02	女	取締役	<input type="radio"/>	⋮
↓							
3	削除	ヤクインビー 役員 B	平成2年 1990/08/02	女	取締役	<input type="radio"/>	⋮

- 削除を取消す場合は、「編集」タブの「削除の取消」ボタンをクリックすることにより削除を取消することができます。削除取消後の編集区分は「変更無」に戻ります。

3	削除	ヤクインビー 役員 B	平成2年 1990/08/02	女	取締役	<input type="radio"/>	⋮
↓							
3	変更無	ヤクインビー 役員 B	平成2年 1990/08/02	女	取締役	<input type="radio"/>	⋮

- ④ 新たに役員を追加する(役員が就任する)場合、以下の手順で操作を行います。  
追加後の編集区分は「追加」と表示されます。

- 「新たな役員追加」ボタンをクリックし、新たな役員追加画面を表示します。新たな役員の情報を入力し、入力後「追加」ボタンをクリックします。役員一覧画面に追加されます。

NO.	編集区分	氏名	旧姓	生年月日	性別	役職	重要役 代表者	編集
1	変更無	カイセツ タロウ 開設 太郎		平成2年 1990/08/08	男	代表取締役:	<input type="radio"/>	⋮
2	変更前	ヤクイン エー 役員 A		平成2年 1990/08/01	男	取締役	<input type="radio"/>	⋮
2	変更後	ヤクイン エー 役員 A		平成2年 1990/08/01	男	代表取締役:	<input checked="" type="radio"/>	⋮
3	削除	ヤクイン ビー 役員 B		平成2年 1990/08/02	女	取締役	<input type="radio"/>	⋮
4	追加	ヤクイン シー 役員 C		平成2年 1990/08/10	男	取締役	<input type="radio"/>	⋮

新たな役員追加

\*フリガナ(姓) ヤクイン

\*フリガナ(名) シー

\*氏名(姓) 役員

\*氏名(名) C

旧姓

\*性別 男

\*生年月日 (平成2年) 1990/08/10

\*役職 取締役

その他役職詳細

- 追加を取消す場合は、「編集」タブより「削除」ボタンをクリックします。役員一覧画面から該当の役員情報が削除されます。

4	追加	ヤクインシー 役員 C	平成2年 1990/08/10	男	取締役	<input type="radio"/>	⋮
↓							
詳細 削除							



## 5.8 「3 法人の役員」の入力（CSVデータの取り込み）

法人の役員の変更内容は、CSVデータにて一括投入することが可能です。

### (1) CSVファイルのダウンロード方法について

以下2箇所より、必要なファイルをダウンロードしてください。

- トップページより…仕様および入力例(Excel)、新規入力ファイル(Excel/CSV)がダウンロードできます。

「トップページ」の「一括取り込み用CSVに関して」から、CSVの仕様および入力例「入力例\_yakuinHenko.xlsx」、入力ファイル「yakuinHenko.xlsx」または「yakuinHenko.csv」をダウンロードします。入力例を参考に、投入するCSVを作成し保存します(既存データのダウンロード方法は以下をご参照ください)。

#### ▷変更届

- ・【法人の役員】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です(エクセル形式)。
- ・【法人の役員】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) (保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。)  
CSV形式は [こちら](#)

- 「法人の役員」画面より…投入するCSVファイルがダウンロードできます。

「変更CSVダウンロード」をクリックすると、システム上に登録された既存内容が反映済のCSVファイル「yakuinHenkoList.csv」がダウンロードできます。

必要に応じて変更事項の入力等を行い保存します。(詳しい方法は仕様・入力例を参照)

ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

### (2) CSVファイルの取り込み手順

- ① 「法人の役員」画面の「変更CSV取込」ボタンをクリックすると、アップロード画面が表示されます。

- ② 「ファイル選択」にて(1)で作成、保存したファイルを選択し、「取込」ボタンをクリックすると、システムの「法人の役員」画面に反映されます。

※「既存役員変更情報を全件削除、CSV内容で置き換え」にチェックを入れると、現在システムに登録されている内容からCSVファイルの内容にすべて置き換わります。チェックを外すと、現在システムに登録されている内容に追加する形でCSVファイルの内容がインポートされます。



- ③ ファイルの取り込みエラーについて  
ファイルの内容に不備が生じると、エラー内容が表示されます。該当の箇所を修正後、再度インポートを実施してください。



【変更届(法人の役員)CSVフォーマット仕様】

■ 法人役員事項の変更

No.	項目名	変更無	変更	削除	追加	備考	例
0	編集区分	○	○	○	○	有効値は次項、リスト_0 参照	変更
1	変更前のフリガナ(姓)	○	○	○		全角カタカナ	ヤマダ
2	変更後のフリガナ(姓)	○	○		○		スズキ
3	変更前のフリガナ(名)	○	○	○		全角カタカナ	ハナコ
4	変更後のフリガナ(名)	○	○		○		ハナコ
5	変更前の氏名(姓)	○	○	○			山田
6	変更後の氏名(姓)	○	○		○		鈴木
7	変更前の氏名(名)	○	○	○			花子
8	変更後の氏名(名)	○	○		○		花子
9	変更前の旧姓					こちらは入力しないでください。	
10	変更後の旧姓						
11	変更前の性別	○	○	○		有効値は次項、リスト_11、12 参照	女
12	変更後の性別	○	○		○		女
13	変更前の生年月日	○	○	○		平成 12 年 12 月 25 日	2000/12/25
14	変更後の生年月日	○	○		○	→2000/12/25	2000/12/25
15	変更前の役職	○	○	○		有効値は次項、リスト_15、16 参照、 リストにない値も入力可能	代表取締役
16	変更後の役職	○	○		○		代表取締役

■ 代表者を変更

No.	項目名	代表者変更無	代表者変更有	備考	例
17	変更前の代表者	○	○	該当の代表者に「1」を入力	1
18	変更後の代表者		○	変更時、該当の代表者に「1」を入力	1

※No.0 の編集区分はNo.1～16 の項目に属する区分となります。No.17～18 の「代表者を変更」はNo.0 の編集区分に属しませんので、ご注意ください。

【CSVファイル上で設定する内容】

リスト\_0.編集区分

No.	内容
1	変更無
2	変更
3	削除
4	追加

- 変更無: 役員の情報に変更が無い場合
- 変更: 役員の情報を変更した場合、変更前の情報/変更後の情報
- 削除: 役員が退任・辞任・死亡した場合
- 追加: 新しく役員が就任する場合

リスト\_6.性別

No.	内容
1	男
2	女

リスト\_8.役職

No.	内容	No.	内容	No.	内容
1	代表取締役	9	取締役社長	17	会長
2	代表取締役社長	10	取締役支店長	18	支店長
3	代表取締役会長	11	取締役常務執行役員	19	支配人
4	代表取締役副社長	12	取締役上席執行役員	20	監事
5	無限責任社員	13	専務取締役		
6	代表社員	14	常務取締役		
7	代表理事	15	理事長		
8	取締役	16	理事		

**※オンライン受付システムでの受付に際し、東京都では登記上の役職名にて入力をお願いします。**

**【例】 ×代表取締役社長 ⇒ ○代表取締役 / ×専務取締役 ⇒ ○取締役**

※ 1～20 に該当のある場合は、役職名をそのまま入力し、該当がない場合は、別途登記に則して役職名を入力してください。

任意の役職名を入力した場合、インポート後にシステムの画面上で確認すると、役職名は「その他」と区分され、「その他役職詳細」の項目に入力した役職名が反映されます。

※ 同一の方を重複して登録することはできません。氏名及び生年月日が同一となるデータが複数ある場合は、その旨が表示されますため、内容をご確認ください。

【入力方法】

役員 1 名につき 1 行となります。

■ 法人役員の変更

① 役員の情報に変更が無いとき(編集区分:変更無)

- 変更前、変更後の欄に同一の情報を入力してください。
- 変更前、変更後の欄のどちらかに空欄や別の情報がある場合、「変更」の扱いとなりエラーが表示されます。

② 役員の変更する場合(編集区分:変更)

- 変更前、変更後の情報を全て入力してください。
- 変更が無い項目は、変更前、変更後共に同一の情報を入力してください。

③ 役員を削除する場合(編集区分:削除)

- 変更前に削除する役員の情報を入力し、変更後の情報はすべて空欄としてください。

④ 役員を新たに追加する場合(編集区分:追加)

- 変更前の情報はすべて空欄とし、変更後に追加する役員情報を入力してください。

■ 代表者の変更

- 旧代表者の「変更前の代表者」欄に「1」と入力します。
- 新代表者の「変更後の代表者」欄に「1」と入力します。

【CSV入力例】

	A	B	C	D	E	F	G
1	編集区分	変更前のフリガナ (姓)	変更後のフリガナ (姓)	変更前のフリガナ (名)	変更後のフリガナ (名)	変更前の氏名 (姓)	変更後の氏名 (姓)
2	変更無	ヤマダ	ヤマダ	ヒロシ	ヒロシ	山田	山田
3	変更	サイトウ	サイトウ	ツカサ	ツカサ	斉藤	斉藤
4	追加		キタザワ		ショウコ		北澤
5	削除	ヨシダ		ケンジ		吉田	

	H	I	J	K	L	M	N	O
	変更前の氏名 (名)	変更後の氏名 (名)	変更前の旧姓	変更後の旧姓	変更前の性別	変更後の性別	変更前の生年月日	変更後の生年月日
	宏	宏			男	男	1990/1/1	1990/1/1
	司	司			男	男	1980/3/3	1980/3/3
		祥子				女		1992/1/1
	健司				男		1993/1/1	

	P	Q	R	S
	変更前の役職	変更後の役職	変更前の代表者	変更後の代表者
	代表取締役	代表取締役	1	
	取締役	代表取締役		1
		取締役		
	取締役			

## 5.9 「4 所属建築士」の入力

### <所属建築士について>

管理建築士を含む、所属建築士情報の入力、設定をします。事務所に所属する建築士に変更が生じた場合は、変更が無い建築士も含め、所属する全ての建築士情報を変更前・変更後に分けて入力する必要があります。

尚、「事務所新規登録」「事務所更新登録」では【管理建築士】の画面と【所属建築士】の画面が分かれており、それぞれ入力する手順となっておりますが、「事務所変更届」では、変更情報入力の効率を良くするため、管理建築士の設定も所属建築士の画面に集約しております。

以下は建築士情報をシステム上で個別に入力する手順となります。CSV ファイルを利用して一括入力する方法は後述の「[5.10「4 所属建築士」の入力\(CSVデータの取り込み\)](#)」をご参照ください。

- (1) 所属建築士情報(管理建築士情報含む)に変更が無い場合・・・「変更項目なし」にチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックします。

- (2) 所属建築士情報(管理建築士情報含む)に変更が有る場合・・・「所属建築士を変更する」にチェックを入れると、情報入力画面が表示されます。

変更項目なし
  所属建築士を変更する

まず変更前の所属建築士情報画面にて、管理建築士を含む既存の建築士情報を全て入力し、次に変更後の所属建築士情報画面に切り替えて変更情報を入力する流れとなります。

※新たに着任する建築士、退任した建築士を含め、変更前の建築士、変更後の建築士を全て入力します(仮に 1 名の建築士を変更する場合においても、新旧全ての建築士の情報を入力する必要があります)。

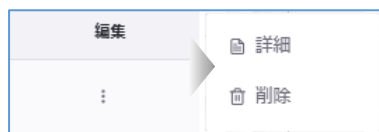
※変更前の情報は、システム上に登録されているものがあればその情報が一覧に表示されます。手順の詳細は以下のとおりです。

- ① 変更前の建築士情報を入力します。「変更前」タブを選択してください。

- A 「変更前」「変更後」タブが選択できます。ここでは「変更前」タブが選択されていることをご確認ください。
- B CSVインポート仕様より作成したデータを取り込むことができます。詳細は「[5.10「4 所属建築士」の入力\(CSVデータの取り込み\)](#)」をご参照ください。
- C 既存データが入力されたCSVファイルをダウンロードできます。詳細は「[5.10「4 所属建築士」の入力\(CSVデータの取り込み\)](#)」をご参照ください。
- D 所属建築士の入力画面には検索ウィンドウがあります。氏名、フリガナまたは建築士登録番号で、検索することができます。
- E 個別に建築士を追加する際は、「変更前の建築士追加」ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。建築士情報入力後に「追加」ボタンをクリックすると、所属建築士一覧に建築士を追加できます(詳細は次項参照)。



- F 「変更前」画面の管理建築士は一覧の No.1(最上列)に設定されています。この列を削除することはできません。尚、編集タブより管理建築士情報を編集することは可能です。
- G 入力情報の編集、入力情報の削除が行えます。



詳細:建築士編集画面が表示されます。建築士情報を編集します。  
 削除:建築士情報を削除します。

### 「変更前の建築士追加」入力項目についての詳細説明

- ① フリガナ : 必須入力項目です。建築士氏名のフリガナをカタカナで入力します。  
**※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。**
- ② 氏名 : 必須入力項目です。建築士氏名を入力します。  
**※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。**  
免許登録上、旧姓併記となっていて、事務所登録上、旧姓併記を希望の場合、「新姓(旧姓) 氏」で入力して下さい。
- ③ 建築士区分 : 必須入力項目です。建築士区分を選択肢より選択します。
- ④ 建築士登録番号 : 必須入力項目です。建築士登録番号を入力します。
- ⑤ 登録を受けた都道府県 : 必須入力項目です。登録を受けた都道府県を選択肢より選択します。
- ⑥ 構造設計一級建築士証交付番号 : 交付を受けている場合のみ入力する項目です。構造設計一級建築士証交付番号を入力します。
- ⑦ 設備設計一級建築士証交付番号 : 交付を受けている場合のみ入力する項目です。設備設計一級建築士証交付番号を入力します。

The image shows a form titled '変更前の建築士追加' (Add Building Engineer Before Change). The form has seven numbered callouts pointing to specific input fields: 1. フリガナ (Kana name), 2. 氏名 (Name), 3. 建築士区分 (Building Engineer Category), 4. 建築士登録番号 (Building Engineer Registration Number), 5. 登録を受けた都道府県 (Prefecture where registered), 6. 構造設計一級建築士証交付番号 (Structural Design First-Class Architect Certificate Delivery Number), and 7. 設備設計一級建築士証交付番号 (Equipment Design First-Class Architect Certificate Delivery Number). At the bottom, there are '追加' (Add) and 'キャンセル' (Cancel) buttons.

>>システムを初回利用する方の所属建築士情報画面(変更前)について  
 システム利用開始時に入力した「基本情報設定」より複製された「管理建築士」のみが仮に入力されています。フリガナが空欄となるため、「編集」タブの「詳細」より、変更前の建築士編集画面を表示し、建築士情報を入力後「保存」ボタンをクリックしてください。(建築士区分が一級の場合、構造設計一級建築士証交付番号、設備設計一級建築士証交付番号についても任意で入力してください。)



② 変更後の所属建築士情報を入力する

「変更後」タブをクリックして、変更後の入力画面に切り替えを行います。「変更前」の画面にて入力した変更前の建築士情報が反映されています。

以下は変更後画面の概要説明です。建築士情報の変更操作手順詳細は、次項以降をご参照ください。



※所属建築士(変更前画面)同様の項目は「①」をご参照ください。

- Ⓐ 「変更前」「変更後」タブが選択できます。ここでは「変更後」タブが選択されていることをご確認ください。
- Ⓑ 編集区分です。変更の区分を以下のとおり分類しています。

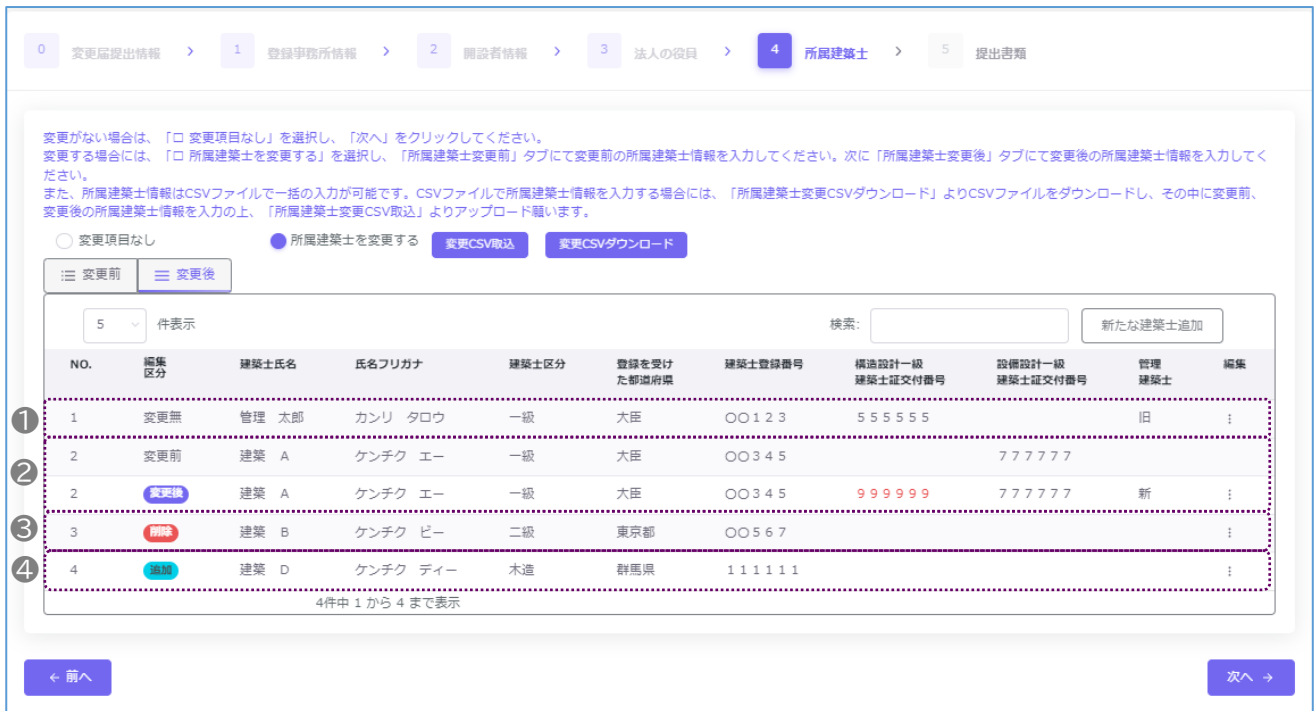
- 変更無： 建築士の登録情報に変更がない場合
- 変更： 建築士の登録情報に変更がある場合
- 削除： 建築士一覧から削除された場合
- 追加： 新たに建築士が追加された場合

実際の変更操作手順詳細は次項以降<建築士情報の変更手順詳細について>をご参照ください。

- ③ 管理建築士を変更する場合は、新しく管理建築士になる方の「編集タブ」より操作を行います。  
※管理建築士の変更は「編集区分」に属しません。実際の操作手順は次項以降<管理建築士の変更について>をご参照ください。
- ④ 全ての入力が完了したら、「次へ」ボタンをクリックします。

<建築士情報の変更操作手順詳細について>

以下、建築士情報の変更操作手順をご説明いたします。



- ① 建築士情報に変更がない場合、操作は不要です。編集区分は「変更無」と表示されます。
- ② 建築士情報を変更する場合、以下の手順で操作を行います。変更後の編集区分は「変更後」と表示されます。※他の建築士への変更(別の方への変更)はできません。(例:氏と名の変更等)
- 「編集」タブの「詳細」ボタンをクリックし、建築士編集画面を表示します。建築士編集画面にて、変更事項を上書き入力します。建築士情報の変更時は「変更年月日」と「変更事由」(例:級の変更、構造設計一級建築士の取得等)が必須入力となりますので、それぞれ入力してください。入力後、「変更内容登録」ボタンをクリックします。



- 「変更内容登録」クリック後、建築士情報が変更され「変更前」の情報の下に「変更後」の情報が表示されます。変更箇所は赤字で表示されます。

2	変更前	建築 A	ケンチク エー	一級	大臣		
2	<b>変更後</b>	建築 A	ケンチク エー	一級	大臣		
						〇〇345	777777
						〇〇345	999999 777777

建築士編集

※他の建築士に変更となる場合には、「削除」と「新たな建築士追加」を行います。

\* 変更後のフリガナ  
ケンチク エー

\* 変更後の氏名  
建築 A

\* 変更後の建築士区分  
一級

\* 変更後の建築士登録番号  
〇〇345

\* 変更後の登録を受けた都道府県  
00:大臣

変更後の構造設計一級建築士証交付番号  
999999

変更後の設備設計一級建築士証交付番号  
777777

\* 変更年月日  
(令和5年) 2023/08/03

\* 変更事由  
構造設計一級建築士証の取得

**変更内容登録**

キャンセル

- 変更を取消す場合は、「編集」タブより「詳細」ボタンをクリックし、「変更取消」ボタンをクリックすることにより変更を取り消すことができます。

2 変更前 建築 A ケンチク エー 一級 大臣

2 変更後 建築 A ケンチク エー 一級 大臣

2 変更前 建築 A ケンチク エー 一級 大臣

2 変更後 建築 A ケンチク エー 一級 大臣

建築士編集

※他の建築士に変更となる場合には、「削除」と「新たな建築士追加」を行います。

\*変更後のフリガナ  
ケンチク エー

\*変更後の氏名  
建築 A

\*変更後の建築士区分  
一級

\*変更後の建築士登録番号  
〇〇345

\*変更後の登録を受けた都道府県  
00:大臣

変更後の構造設計一級建築士証交付番号  
999999

変更後の設備設計一級建築士証交付番号  
777777

\*変更年月日  
(令和5年) 2023/08/03

\*変更事由  
構造設計一級建築士の取得

変更内容登録 変更取消

キャンセル

- 変更取消後、編集区分は「変更無」に戻ります。

2	変更無	建築 A	ケンチク エー	一級	大臣
		〇〇345	777777		

- 3 建築士情報を削除する(退任・辞任・死亡した建築士がいる)場合、以下の手順で操作を行います。削除後の編集区分は「削除」と表示されます。

- 「編集」タブの「削除」ボタンをクリックします。別ウィンドウが表示されるので、【所属を外れた年月日】を入力し、「はい」をクリックします。情報が削除され、編集区分が「削除」に変更されます。

3 変更無 建築 B ケンチク ビー 二級 東京都

〇〇567

詳細 削除

3 削除 建築 B ケンチク ビー 二級 東京都

〇〇567

所属建築士削除

\*所属を外れた年月日  
yyyy/mm/dd

削除します。よろしいですか?

はい キャンセル

- 削除を取消す場合は、「編集」タブの「削除の取消」ボタンを選択することにより削除を取消することができます。削除取消後の編集区分は「変更無」に戻ります。

3 削除 建築 B ケンチク ビー 二級 東京都

〇〇567

削除の取消

3 変更無 建築 B ケンチク ビー 二級 東京都

〇〇567

④ 新たに建築士を追加する場合、以下の手順で操作を行います。

追加後の編集区分は「追加」と表示されます。

- 「新たな建築士追加」ボタンをクリックし、新たな建築士追加画面を表示します。新たな建築士の情報を入力し、入力後「追加」ボタンをクリックします。建築士一覧画面に追加されます。



- 追加を取消す場合は、「編集」タブより「削除」ボタンをクリックします。建築士一覧画面から該当の建築士情報が削除されます。



<管理建築士の変更について>

以下、管理建築士の変更操作手順をご説明いたします。

- 新たに管理建築士にする建築士の「編集タブ」より「管理建築士にする」ボタンを選択します。



- 管理建築士情報設定画面が表示されます。以下の情報を入力し、「管理建築士にする」ボタンをクリックします。

- ① 管理建築士講習修了年月日 :  
必須入力項目です。管理建築士講習の修了日を入力します。
- ② 管理建築士講習修了番号 :  
必須入力項目です。管理建築士講習修了番号を半角で入力します。
- ③ 管理建築士変更年月日 :  
必須入力項目です。管理建築士についての変更年月日を入力します。

- 管理建築士が変更され、変更前の管理建築士の欄に「旧」、変更後の管理建築士の欄に「新」が表示されます。

NO.	編集区分	建築士氏名	氏名フリガナ	建築士区分	登録を受けた都道府県	建築士登録番号	構造設計一級建築士証交付番号	設備設計一級建築士証交付番号	管理建築士	編集
1	変更無	管理 太郎	カンリ タロウ	一級	大臣	〇〇123	555555		旧	:
2	変更無	建築 A	ケンチク エー	一級	大臣	〇〇345		777777	新	:

- 管理建築士の変更を取り消す場合は、変更前の管理建築士の「編集タブ」より「管理建築士に戻す」ボタンをクリックすると、管理建築士欄が変更前の情報に戻ります。



## 5.10 「4 所属建築士」の入力（CSVデータの取り込み）

所属建築士(管理建築士含む)の変更内容は、CSVデータにて一括投入することが可能です。

### (1) CSVファイルのダウンロード方法について

以下2箇所より、必要なファイルをダウンロードしてください。

- トップページより…仕様および入力例(Excel)、新規入力ファイル(Excel/CSV)がダウンロードできます。

「トップページ」の「一括取り込み用CSVに関して」から、CSVの仕様および入力例「入力例\_kenchikushiHenko.xlsx」、入力ファイル「kenchikushiHenko.xlsx」または「kenchikushiHenko.csv」をダウンロードします。入力例を参考に、投入するCSVを作成し保存します(既存データのダウンロード方法は以下をご参照ください)。

- ・【所属建築士】のCSVの仕様および入力例については [こちら](#) からダウンロード可能です(エクセル形式)。
- ・【所属建築士】の入力ファイルは以下よりダウンロード可能です。  
エクセル形式は [こちら](#) (保存時にファイルの種類をCSV形式に変更してください。)  
CSV形式は [こちら](#)

- 「所属建築士」画面より…投入するCSVファイルがダウンロードできます。

「変更CSVダウンロード」ボタンをクリックすると、システム上に登録された既存内容が反映済のCSVファイル「kenchikushiHenkoList.csv」がダウンロードできます。

必要に応じて変更事項の入力等を行い保存します。(詳しい方法は仕様・入力例を参照)

ファイル名称は、任意の半角英数字に変更可能です。

事務所変更届 | ホーム > 事務所変更届 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機關までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

0 変更届提出情報 > 1 登録事務所情報 > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > **4 所属建築士** > 5 提出書類

変更がない場合は、「 変更項目なし」を選択し、「次へ」をクリックしてください。  
 変更する場合には、「 所属建築士を変更する」を選択し、「所属建築士変更前」タブにて変更前の所属建築士情報を入力してください。次に「所属建築士変更後」タブにて変更後の所属建築士情報を入力してください。  
 また、所属建築士情報はCSVファイルで一括の入力が可能です。CSVファイルで所属建築士情報を入力する場合には、「所属建築士変更CSVダウンロード」よりCSVファイルをダウンロードし、その中に変更前、変更後の所属建築士情報を入力の上、「所属建築士変更CSV取込」よりアップロード願います。

変更項目なし     所属建築士を変更する

## (2) CSVファイルの取り込み手順

① 「所属建築士」画面の「変更CSV取込」ボタンをクリックすると、アップロード画面が表示されます。



② 「ファイル選択」にて(1)で作成、保存したファイルを選択し、「取込」ボタンをクリックすると、システムの「所属建築士」画面に反映されます。

※「既存所属建築士変更情報を全件削除、CSV内容で置き換え」にチェックを入れると、現在システムに登録されている内容からCSVファイルの内容にすべて置き換わります。チェックを外すと、現在システムに登録されている内容に追加する形でCSVファイルの内容がインポートされます。



③ ファイルの取り込みエラーについて

ファイルの内容に不備が生じると、エラー内容が表示されます。該当の箇所を修正後、再度インポートを実施してください。



【変更届(所属建築士)CSVフォーマット仕様】

■ 所属建築士事項の変更

No.	項目名	変更無	変更	削除	追加	備考	例
0	編集区分	○	○	○	○	有効値は次項、リスト_0 参照	変更
1	変更前のフリガナ	○	○	○		全角カタカナ ※東京都では必ず姓と名の間に 全角スペースを入力してください。	ヤマダ タロウ
2	変更後のフリガナ	○	○		○		スズキ タロウ
3	変更前の氏名	○	○	○		※東京都では必ず姓と名の間に 全角スペースを入力してください。	山田 太郎
4	変更後の氏名	○	○		○		鈴木 太郎
5	変更前の建築士区分	○	○	○		有効値は次項、リスト_5,6 参照	一級
6	変更後の建築士区分	○	○		○		一級
7	変更前の建築士登録番号	○	○	○		数字のみで記載 ※記号等を含む場合、「(石) 1234」のように記載	234345
8	変更後の建築士登録番号	○	○		○	数字のみで記載 ※記号等を含む場合、「(石) 1234」のように記載	234345
9	変更前の登録を受けた都道府県	○	○	○		有効値は次項、リスト_9,10 参照 ※建築士区分が一級の場合は空白	
10	変更後の登録を受けた都道府県	○	○		○		
11	変更前の構造設計一級建築士証交付番号	△	△	△		数字のみで記載 ※資格保有者のみ記載	2344
12	変更後の構造設計一級建築士証交付番号	△	△		△		2344
13	変更前の設備設計一級建築士証交付番号	△	△	△		数字のみで記載 ※資格保有者のみ記載	5321
14	変更後の設備設計一級建築士証交付番号	△	△		△		5321
15	所属した年月日/所属を外れた年月日/変更年月日		○	○	○	変更、追加、削除時は必須。西暦で入力 例)令和4年1月10日→2022/1/10	2023/3/31
16	変更事由		○			変更時は必須	苗字の変更

■ 管理建築士を他の建築士に変更

No.	項目名	管理建築士変更無	管理建築士変更有	備考	例
17	変更前の管理建築士	○	○	該当の建築士に「1」を入力	1
18	変更後の管理建築士		○	変更時、該当の建築士に「1」を入力	1
19	変更後管理建築士の講習修了年月日		○	変更時は必須。西暦で入力 例)令和4年1月10日→2022/1/10	2023/4/1
20	変更後管理建築士の講習修了番号		○	変更時は必須。半角	123A-45678Z
21	管理建築士変更年月日		○	変更時は必須。西暦で入力 例)令和4年1月10日→2022/1/10	2023/5/5

※No.0 の編集区分はNo.1～16 の項目に属する区分となります。No.17～21 の「管理建築士を他の建築士に変更」はNo.0 の編集区分に属しませんので、ご注意ください。

【CSVファイル上で設定する内容】

リスト\_0.編集区分

No.	内容
1	変更無
2	変更
3	削除
4	追加

- 変更無:建築士の情報に変更が無い場合
- 変更: 建築士の情報を変更した場合、変更前の情報/変更後の情報
- 削除:建築士が退任・辞任・死亡した場合
- 追加:新しく建築士が着任する場合

リスト\_5,6.建築士区分

No.	内容
1	一級
2	二級
3	木造

リスト\_9,10.登録を受けた都道府県(二級・木造必須)

No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容
01	北海道	11	埼玉	21	岐阜	31	鳥取	41	佐賀
02	青森	12	千葉	22	静岡	32	島根	42	長崎
03	岩手	13	東京	23	愛知	33	岡山	43	熊本
04	宮城	14	神奈川	24	三重	34	広島	44	大分
05	秋田	15	新潟	25	滋賀	35	山口	45	宮崎
06	山形	16	富山	26	京都	36	徳島	46	鹿児島
07	福島	17	石川	27	大阪	37	香川	47	沖縄
08	茨城	18	福井	28	兵庫	38	愛媛		
09	栃木	19	山梨	29	奈良	39	高知		
10	群馬	20	長野	30	和歌山	40	福岡		

※同一の方を重複して登録することはできません。建築士区分、登録を受けた都道府県及び建築士登録番号が同一となるデータが複数ある場合は、その旨が表示されますため内容をご確認下さい。

【入力方法】

建築士 1 名につき 1 行となります。

■ 所属建築士事項の変更

(1) 建築士の情報に変更が無いとき(編集区分:変更無)

- 変更前、変更後の欄に同一の情報を入力してください。
- 変更年月日、変更事由は空欄としてください。
- 変更前、変更後の欄のどちらかに空欄や別の情報がある場合、「変更」の扱いとなり、エラーが表示されます。

(2) 建築士の情報を変更する場合(編集区分:変更)

- 変更前、変更後の情報を全て入力してください。
- 変更が無い項目は、変更前、変更後共に同一の情報を入力してください。
- 変更年月日、変更事由の入力が必須となります。

(3) 建築士を削除する場合(編集区分:削除)

- 変更前に削除する建築士の情報を入力し、変更後の情報は全て空欄としてください。
- 所属を外れた年月日の入力が必須となります。
- 変更事由は空欄としてください。

(4) 建築士を新たに追加する場合(編集区分:追加)

- 変更前の情報はすべて空欄、変更後に追加する建築士の情報を入力してください。
- 所属した年月日の入力が必須となります。
- 変更事由は空欄としてください。

■ 管理建築士を他の建築士に変更

- 変更前の管理建築士の「変更前管理建築士」欄に「1」と入力します。
- 変更後の管理建築士の「変更後管理建築士」欄に「1」と入力します。
- 変更後の管理建築士の「講習修了年月日」「講習修了番号」「管理建築士変更年月日」欄にそれぞれ情報を入力します。

【CSV入力例】

A	B	C	D	E	F	G	H	I
編集区分	変更前のフリガナ	変更後のフリガナ	変更前の氏名	変更後の氏名	変更前の建築士区分	変更後の建築士区分	変更前の建築士登録番号	変更後の建築士登録番号
変更無	ヤマダ シンジ	ヤマダ シンジ	山田 信二	山田 信二	一級	一級	85854	85854
変更無	スズキ イチロウ	スズキ イチロウ	鈴木 一郎	鈴木 一郎	一級	一級	7890	7890
変更	サトウ アカリ	サトウ アカリ	佐藤 あかり	佐藤 あかり	二級	一級	22368	14468
追加		ヤマグチ コウキ		山口 光希		二級		339933
削除	ゴトウ タケン		後藤 武		木造		(イ)111234	

J	K	L	M	N	O
変更前の登録を受けた都道府県	変更後の登録を受けた都道府県	変更前の構造設計一級建築士証交付番号	変更後の構造設計一級建築士証交付番号	変更前の設備設計一級建築士証交付番号	変更後の設備設計一級建築士証交付番号
		667788	667788	557788	557788
東京都	千葉県				
神奈川県					

P	Q	R	S	T	U	V
所属した年月日/所属を外れた年月日/変更年月日	変更事由	変更前の管理建築士	変更後の管理建築士	変更後管理建築士の講習修了年月日	変更後管理建築士の講習修了番号	管理建築士変更年月日
		1				
	2023/01/05 級の変更		1	2023/01/05	122A-45678Z	2023/01/20
	2022/12/25					
	2023/01/30					

## 5.11 「5 提出書類」のアップロード

以下の内容に従って、「提出書類」をアップロードし、画面右下の「届出」ボタンをクリックします。

※各種提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにて提出します。

アップロードできるファイル容量の上限は、PDF の場合 10MB、ZIP ファイルの場合 100MB です。

PDF ファイルや ZIP ファイルの作成方法は、「[16 紙/電子書類についての補足](#)」をご参照ください。

事務所変更届 | ホーム > 事務所変更届 未提出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「内容修正」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

0 変更届提出情報 > 1 登録事務所情報 > 2 開設者情報 > 3 法人の役員 > 4 所屬建築士 > 5 提出書類

該当する書類のみアップロード願います。全ての入力および提出書類のアップロードが終了したら「届出」をクリックします。

- 略歴書（登録申請者）
 

アップロード 削除
- 略歴書（管理建築士）
 

アップロード 削除
- 誓約書（登録申請者）
 

アップロード 削除
- 管理建築士講習修了証
 

アップロード 削除
- 定款
 

アップロード 削除
- 登記事項証明書
 

アップロード 削除
- その他の書類
 

アップロード 削除

（その他の書類は、適当なフォルダに各書類ごとにPDF（あるいは指定の形式）化した全てのファイルを入れた後に、ZIP形式（暗号化無）にて、フォルダごと圧縮したものをアップロードしてください。詳しくは操作説明書をご参照ください）  
アップロードするファイルのうち、紙原本をスキャナーで読み取りをして作成するファイルは、そのファイルの内容が、紙原本と同一であることを確認の上、アップロードしてください。

← 前へ 届出

「アップロード」ボタンをクリックし、提出書類のファイルを本システムにアップロードします。

※「定款」及び「登記事項証明書」は、開設者の区分が「法人」の場合のみ、表示されます。

提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにてアップロードします。各提出書類のファイル形式とファイル名は、「[5.12 変更届届出時に必要な書類](#)」をご参照ください。

「削除」をクリックすると、本システムにアップロードしたファイルを削除します。

これで事務所変更届の準備は完了です。画面右下の「届出」ボタンをクリックして登録機関に届出を行います。

届出後における操作については「[8 各申請・届出等提出後における操作について](#)」以降にてご説明致します。ご参照ください。

## 5.12 変更届届出時に必要な書類

届出書類等のうち、下表①～③については本システムにより入力することで自動的に作成されます。④～⑥、⑬（④、⑤は所定の様式に必要事項を記入）については、PDF ファイルとした上でアップロードします。**それ以外の書類**は各自ご用意いただき、PDF ファイルを1つの ZIP ファイルにまとめた上でアップロードします。

提出書類	建築士事務所				開設者名					管理建築士 注3	所属建築士
	名称		所在地		個人	法人					
	個人	法人	個人	法人		役員					
						商号	代表者注2	役員就任	役員退任等		
①建築士事務所登録事項変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②所属建築士変更事項(別紙) 注4 注5										○	○
③役員名簿(別紙) 注6 注7							○	○	○		
④略歴書					○		○			○	
⑤誓約書					○		○	○			
⑥商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書等)の写し(3ヶ月以内発行)		○		○		○	○	○			
⑦事務所の賃貸借契約書の写し等 注8			○	○							
⑧住民票の写し(3ヶ月以内発行)			○		○						
管理建築士の書類	⑨住民票の写し(3ヶ月以内発行) 注9									○	
	⑩建築士免許証(建築士免許証明書)の写し 注10									○	
	⑪前職場の退職証明の写し(退職後6ヶ月以内の場合、個人事業をしていた場合は確定申告書(第一面及び第二面)の写し) 注11									○	
	⑫専任証明 (管理建築士の専任《常勤》を証明するもので、事業者名が記載された雇用保険被保険者証の写し・住民税の特別徴収税額通知書の写し等) 注12									○	
	⑬管理建築士講習修了証の写し(建築士定期講習修了証は不要) 注13									○	

建築士事務所の名称又は申請者氏名に外字等が含まれる場合は、外字等に関する書類を提出する必要があります。「[18 外字等への対応について](#)」をご参照ください。



- 注1 **個人事業の建築士事務所の場合、開設者の変更はできません（氏名の変更を除く）。**
- 注2 **事務所登録上の代表者であって、代表者を退任等し、同時に、業務執行をする役職を退任等した場合には、代表者変更と併せて役員変更が必要です。**  
**（例えば、株式会社で、事務所登録上の代表者が代表取締役を退任等し、同時に、取締役も退任等した場合等）**
- 注3 管理建築士の氏名変更（改姓・改名）の場合は、上記表の提出書類か、又は下記（ア）～（ウ）の書類を提出して下さい。
- （ア） 建築士事務所登録事項変更届、所属建築士変更事項（別紙）※システムにより入力することで自動的に作成されます
- （イ） 氏名の変更について確認できる戸籍謄本（抄本）の写し等
- （ウ） 氏名変更後の建築士免許証明書の写し。なお、建築士免許の氏名変更をしていない場合は、変更してから提出して下さい。
- \* 氏名の変更等、建築士免許証の登録事項（記載事項）及び住所等に変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に、一級建築士の場合は、住所地の道府県又は指定登録機関の建築士会へ（東京都在住の一級建築士は（一社）東京建築士会、二級建築士・木造建築士の場合は登録してある道府県又は指定登録機関の建築士会に変更届を提出しなければなりません（東京都知事登録二級建築士・木造建築士の場合は、（一社）東京建築士会に提出）。
- 注4 \* 管理建築士を筆頭に、所属建築士全員を入力して下さい。  
**※東京都では必ず姓と名の間に全角スペースを入力してください。**
- \* 他事務所に管理建築士として登録されている建築士は、当該建築士事務所の所属建築士となることはできません。
- \* 同一人で建築士免許登録の種別が複数ある場合には、上位級のみ入力して下さい。
- 注5 所属建築士の変更対象者は、当該所属事務所に新たに加わった者、削除した者のほか、既登録済の所属建築士が、改姓や改名で変更した場合、木造→二級→一級の級種が変更した場合にも適用となります。
- 注6 役員名簿に登載する対象者には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合の理事等）を入力して下さい。  
監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除きます。  
 不明な点は、個別に相談して下さい。
- 注7 \* **役職名の変更（組織上の役職名は、除きます。）**の場合には、個別に窓口にご相談して下さい。  
 \* **業務執行をする役職に就任し、同時に、代表者に就任後、事務所登録上の代表者となる場合には、役員変更と併せて代表者の変更が必要です。**  
**（例えば、株式会社で、新たに取締役に就任し、当該取締役が代表取締役に就任後、事務所登録上の代表者となる場合等）**

注8 事務所の所在地が、法人の場合は、商業登記事項証明書（所在地）と、個人の場合は、申請者の住民票と異なる時添付して下さい。自己所有の場合は、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。

(ア) 登録申請者が法人であって、法人代表者が、同一個人名の自己所有物件を事務所所在地とする場合には、個人から法人への使用承諾書の写し又は賃貸借契約書の写し等とともに、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。

(イ) 賃貸借契約の場合には、賃貸借契約書の写し（約款まで含む。）を提出して下さい。その際、賃借人が当該申請者となっていることを確認して下さい。  
 なお、無断賃貸借防止の観点から、賃貸借契約書に仲介人（不動産業者）がいないときには、賃貸人の所有権を確認するため、別途、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等が必要となります。

(ウ) 賃貸借契約をしていない場合は、使用承諾書の写しと使用承諾者が建物の所有者であることが分かる書類として不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等を提出して下さい。

(エ) 転貸借の場合には、賃貸借の原契約書の写しと、原賃貸人（所有者）及び賃借人の転貸借に係る同意を示すもの（所有者からの同居承諾書）を提出して下さい。  
 なお、無断転貸防止の観点から、賃貸借契約書に仲介人（不動産業者）がいないときには、賃貸人の所有権を確認するため、別途、不動産登記事項証明書（建物）の写し（3ヶ月以内発行）等が必要となります。サブリース契約等、権利関係が複雑な場合は、個別にご相談下さい。

(オ) フロアを区切り、様々な業種に対しレンタルするシェアオフィスについては、賃貸借契約期間中、固定区画を維持でき、建築士法上の標識の掲示及び帳簿の保管等が実施できる状態であれば、登録できます。賃貸借契約書（入会申込書）の写し及び、区画を表示した書類を提出して下さい。なお、バーチャルオフィスでは登録できません。

- \* 添付書類上の不動産登記事項証明書（建物）以外に、固定資産税納税通知書の納税義務者欄及び課税明細書の写しも同様に扱います。
- \* **登記事項証明書を提出される際、インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないため、証明として受付できません。**
- \* **賃貸借、使用貸借、転貸借の内容によっては、上記以外の資料提出を求める場合があります。**
- \* **権利関係が複雑な場合は、予め個別にご相談下さい。**

注9 管理建築士の現居所地が、住民票上の住所地（法人にあつては、《開設者》が管理建築士を兼ねており、商業登記事項証明書上の役員欄にある代表者《開設者》の住所地）と異なる場合、又は、住民票上の住所が遠隔地の場合には、現居所地に居住することが確認できる資料（賃貸借契約書等）も併せて必要となります。

注10 建築士免許証（賞状型）に、無効印又は、カード型免許証明書に切替済の印が押されている場合は、建築士免許証明書の写しを提出して下さい。

注11 退職証明書の写し以外に、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）の写し、雇用保険の資格喪失届の写し、離職票の写し、健康保険資格喪失届（受理印付／「被保険者等記号・番号」及び「被保険者番号」をマスキング）の写し、厚生年金の加入期間証明の写しも同様に扱います（いずれも事業者名、管理建築士の氏名が記載されているもの）。

\* 個人事業をしていた場合は、直前期の確定申告の写し（第一面及び第二面）を提出して下さい。

\* 6ヵ月以内に他道府県で管理建築士をしていた場合は、その建築士事務所の登録道府県へ提出した受付印のある廃業届等の写しも必要となります。

\* 他社の役員を兼務されている場合、又は法人の役員を直近までされていた場合は、個別にご相談ください。

注12 登録申請者が兼ねる場合は不要。

管理建築士の**専任（常勤）**を証明するものとして、次の資料のいずれかを提出して下さい。

(ア) 事業者名と管理建築士の氏名が記載されている、次のいずれかの資料が必要です。

①健康保険組合発行の健康保険資格証明書の写し（3ヶ月以内発行）

\* 「健康保険被保険者証の写し」は、令和7年12月1日まで証明として使用可能です。

②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

③健康保険・厚生年金保険資格取得確認書の写し

\* 上記各書類の提出において健康保険証等に記載されている「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングして下さい。

(イ) 雇用保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し

(ウ) 住民税の特別徴収税額通知書（事業者あてのもの）の写し

(エ) 管理建築士の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書の写し…個人事業主の場合。

(オ) 法人確定申告書の表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの）…役員に限る。

(カ) その他常勤が確認できるもの…予め個別にご相談下さい。

**\* 1人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士となることはできません。**

**\* 派遣労働者は、管理建築士にはなれません。**

\* 専任とは、事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。（他社で、社員となっている者等は、管理建築士とはなれません。）

\* 出向の場合、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載のもの及

び「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングしたもの)・出向証明書・出向の辞令の写し等が必要となります。

不明な点は、窓口にご相談下さい。

- \* 他社の役員を兼務されている場合、又は法人の役員を直近までされていた場合は、個別に担当窓口でご相談下さい。

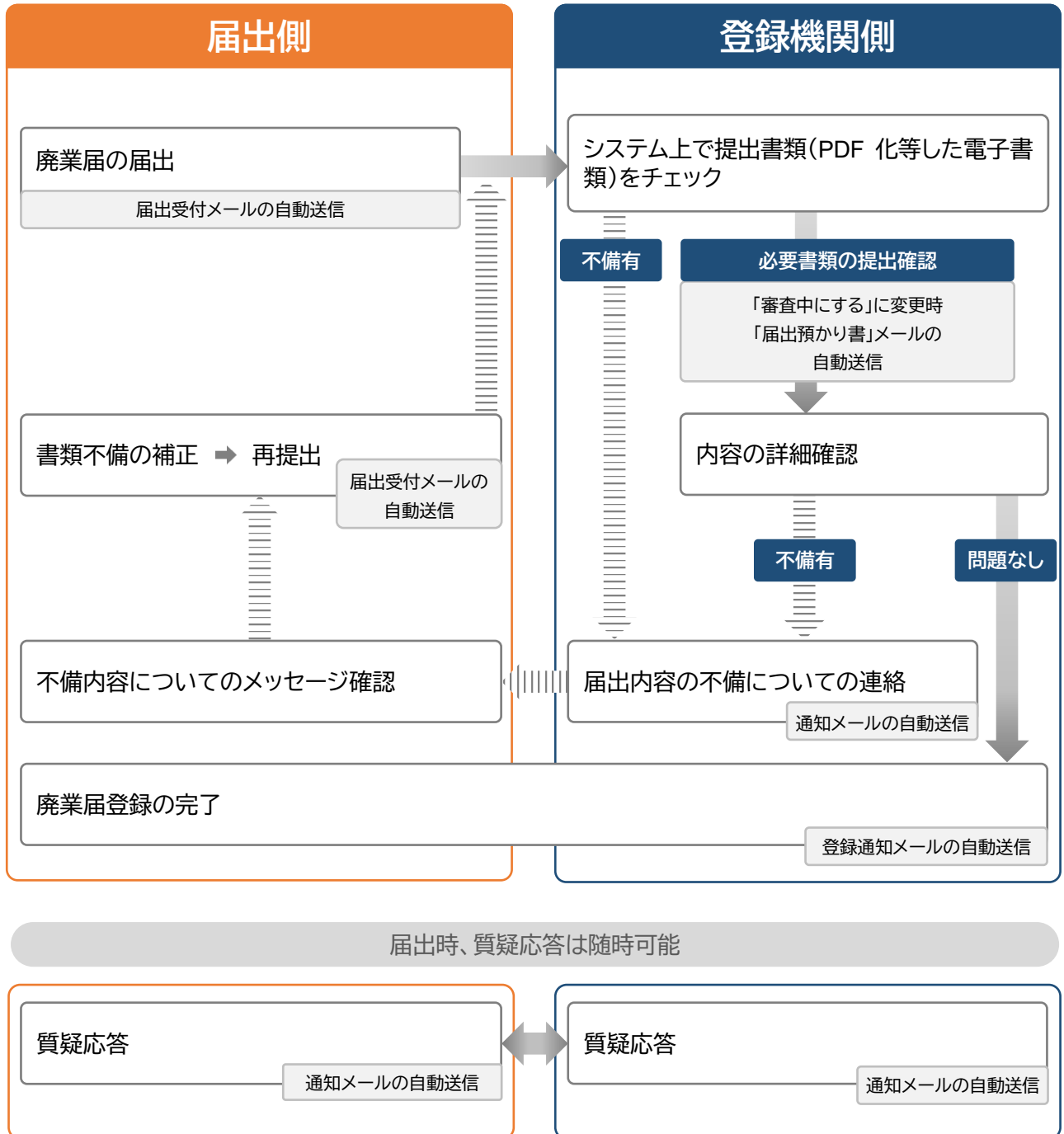
注13 **管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務(施行規則第20条の4)に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。従って、管理建築士変更届出は、管理建築士の講習修了証の写しを必ず添付して下さい。**

- ※ 変更の届出の義務を怠ると、開設者に対して処分されることもありますので注意して下さい(建築士法第26条第2項第2号)。

## 6 事務所廃業届について

### 6.1 システムを利用した届出の流れについて

本システムを利用した際の、届出の流れ(フロー)は以下のとおりです。



## 6.2 操作方法

以下の内容に従って、必要書類をアップロードし、「届出」ボタンをクリックします。

※必要な書類は次項をご参照ください。

アップロードできるファイル容量の上限は、PDF の場合 10MB、ZIP ファイルの場合 100MB です。

PDF ファイルや ZIP ファイルの作成方法は、「[16 紙/電子書類についての補足](#)」をご参照ください。

The screenshot shows the '事務所廃業届' (Office Closure Declaration) submission page. The page is titled '事務所廃業届' and has a '未届出' (Not Submitted) status. The main content area is divided into four numbered steps:

- 1** \*事務所廃業等届: Includes an 'アップロード' (Upload) button and a '削除' (Delete) button.
- 2** その他の書類: Includes an 'アップロード' (Upload) button and a '削除' (Delete) button. Below this, there is a note: '(その他の書類は、適当なフォルダに各書類ごとにPDF (あるいは指定の形式) 化した全てのファイルを入れた後に、ZIP形式 (暗号化無) にて、フォルダごと圧縮したものをアップロードしてください。詳しくは操作説明書をご参照ください) アップロードするファイルのうち、紙原本をスキャナーで読み取りをして作成するファイルは、そのファイルの内容が、紙原本と同一であることを確認の上、アップロードしてください。'
- 3** 備考 (最大255文字): A text input field for a note.
- 4** 届出: Includes a '届出' (Submit) button and a 'クリア' (Clear) button.

- ① アップロードボタンをクリックし、事前に記入した建築士事務所廃業等届様式(PDF 化したもの)を、アップロードします。
- ② その他の書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにてアップロードします。必要な書類については、「[6.3 廃業届届出時に必要な書類](#)」をご参照ください。  
※「アップロードボタン」横の「削除」ボタンをクリックすると、本システムにアップロードしたファイルを削除することができます。
- ③ 備考は任意入力となります。
- ④ 届出の準備完了後、「届出」ボタンをクリックします。



### 6.3 廃業届届出時に必要な書類

(1) 建築士事務所廃業等届

当会所定の事務所廃業届様式に必要な事項を記入し、PDF ファイルとしてアップロードします。

(2) その他の書類

下表に基づき、PDF ファイルを 1 つの ZIP ファイルにまとめた上でアップロードします。

【その他の書類一覧】

	届出事由	届出人	提出書類
必 要 書 類	①建築士事務所の開設者が、その業 務を廃止したとき	開設者であった者	登録通知書の写し（ない場合は、印 鑑証明書の写し（3ヶ月以内発行） が必要）
	②建築士事務所の開設者（個人の場合） が死亡したとき	その相続人	登録通知書の写し（ない場合は、相 続人の印鑑証明書の写し（3ヶ月以 内発行）が必要）・死亡を証する戸籍 謄本（抄本）の写し・相続人との関 係を証する戸籍謄本（抄本）の写し
	③建築士事務所の開設者（法人を含 む）が破産をしたとき	その破産管財人	登録通知書の写し・破産決定書の写 し・破産管財人の印鑑証明書の写し
	④法人が合併により解散したとき	その役員であった 者	登録通知書の写し（ない場合は、元 役員個人の印鑑証明書の写し（3ヶ 月以内発行）が必要）・解散の事実を 証する商業登記事項証明書（閉鎖事 項全部証明書）の写し
	⑤法人が合併又は破産以外の理由 により解散したとき	その精算人	登録通知書の写し（ない場合は、清 算人の印鑑証明書の写し（3ヶ月以 内発行）が必要）・解散の事実を証す る商業登記事項証明書（履歴事項全 部証明書）の写し（3ヶ月以内発行）
	⑥法人が清算終了により消滅した とき	その役員であった 者	登録通知書の写し（ない場合は、元 役員個人の印鑑証明書の写し（3ヶ 月以内発行）が必要）・清算終了の事 実を証する商業登記事項証明書（閉 鎖事項全部証明書）の写し

\* 開設者名・法人名・所在地等が、登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから廃業の届け出をしてください。

\* 退職・異動等により建築士事務所を管理する建築士（管理建築士）が不在となった場合は廃業事由に該当するため、30日以内に廃業等の届出をしなければなりません。



## 6.4 補足：廃業届・新規申請の並行手続きについて

既に本システムをご利用の建築士事務所にて、以下のようなケースが生じた場合は、現存の事務所を一度「廃業」し、新規に事務所を申請する必要があります。

- 個人開設者の交代（親→子など）
- 個人事務所の法人化（個人→法人）
- 法人を解散し個人事務所で登録（法人→個人）
- 級の変更（二級→一級など）
- 他道府県への事務所移転

本来であれば廃業手続きが承認後、新規申請をして頂くという手順ではありますが、廃業届承認後から新規登録申請の承認までに生じるタイムラグを防ぐため、並行して作業頂くことも可能です。

その際、並行期間は2つのアカウント(2つの管理者メールアドレス)を持つことが必要となります。

方法例は以下のとおりです。

### (1) 廃業届(様式)の準備、届出の実施

届出の際、備考に新規登録申請と並行している旨を記載します。

【備考記載例】

事務所区分を二級から一級に変更することによる、廃業届となります。併せて新規登録(事務所名：〇〇事務所、メールアドレス：〇〇@〇〇)を申請しております。

〇〇二級建築士事務所 〇〇 〇〇

事務所廃業届 | ホーム > 事務所廃業届 未届出

ステータスが「未開封」の場合のみ、「届出を取消」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。 \*印は入力必須です。

\*事務所廃業届

アップロード 削除 廃業届.pdf

ファイル名は全角51文字以内、または半角英数字155文字以内になしてください。

その他の書類

アップロード 削除 その他の書類.zip

(その他の書類は、適当なフォルダに各書類ごとにPDF(あるいは指定の形式)化した全てのファイルを入れた後に、ZIP形式(暗号化無)にて、フォルダごと圧縮したものをアップロードしてください。詳しくは操作説明書をご参照ください)  
アップロードするファイルのうち、紙原本をスキャナーで読み取りをして作成するファイルは、そのファイルの内容が、紙原本と同一であることを確認の上、アップロードしてください。

※号 (最大255文字)

事務所区分を二級から一級に変更することによる、廃業届となります。併せて新規登録(事務所名：〇〇一級建築士事務所、メールアドレス：〇〇@〇〇)を申請しております。

届出 クリア

## (2) 新規アカウントの取得、新規登録申請の実施

- ・現行のアカウントとは異なるメールアドレス(※)にて、新たな事務所のアカウントを取得し、新規登録申請を行います。
- ・申請を行った後、補正・質疑機能にて、廃業届と並行している旨を記載します。

### 【記載例】

事務所区分を二級から一級に変更することによる、新規登録申請となります。併せて廃業届(事務所名:〇〇事務所、メールアドレス:〇〇@〇〇)を申請しております。

### (※)使用するメールアドレスについて

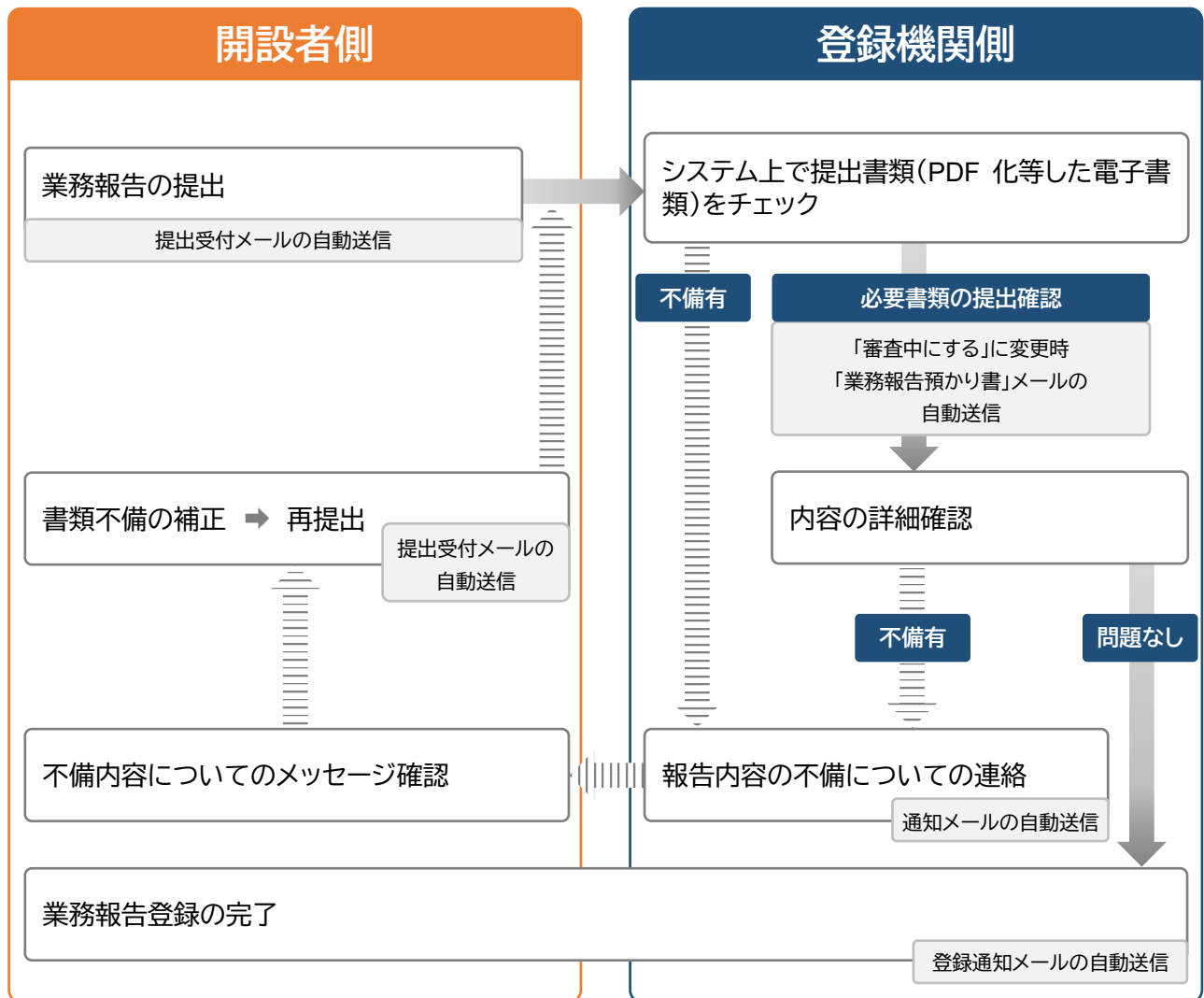
1つのメールアドレスで複数のアカウントは作成できません。また、メールアドレスはマイページにて常時変更可能なため、現行のアカウントに使用しているアドレスを新しい事務所にて引き続き使用したい場合は、現行のアカウントのメールアドレスを他のアドレスに変更し、新しい事務所に現行のアドレスを使用する等の対処をお願いいたします。

## (3) 利用者、代理人のアカウント移行

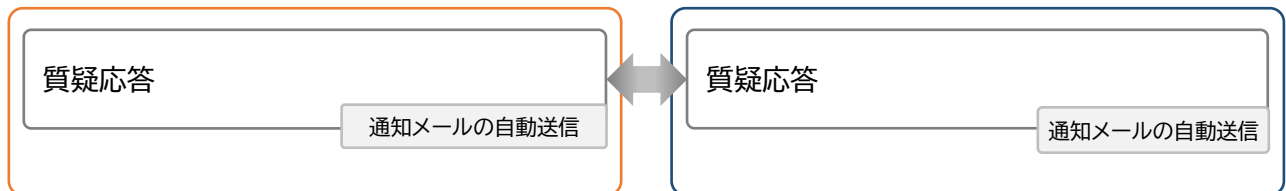
- ・利用者については、旧事務所(廃業手続きをした事務所)からアカウントを削除する必要があります。旧事務所での削除を行った後に新事務所(新規登録申請をした事務所)にて改めて利用者を追加してください。
- ・代理人についても旧事務所から委任の契約状況に準じてアカウントを解除し、新事務所にて改めて双方同意の上、業務委任・追加をお願いいたします。
- ・旧事務所に不要なアカウントを残さぬよう、ご注意のほど願います。

## 7 業務報告（年次作業）について

### 7.1 システムを利用した報告の流れについて



報告時、質疑応答は随時可能



## 7.2 操作方法

以下の内容に従って、必要書類をアップロードし、「提出」ボタンをクリックします。

※各種提出書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにて提出します。

アップロードできるファイル容量の上限は、PDF の場合 10MB、ZIP ファイルの場合 100MB です。

PDF ファイルや ZIP ファイルの作成方法は、「[16 紙/電子書類についての補足](#)」をご参照ください。

① 事業年度をプルダウンにて選択します。事業年度は5年分表示されます。

※文書保管期間の関係上事業年度は毎年1月1日に新年度分が選択、作成可能となります。

- ② 決算月をプルダウンにて選択します。法人の場合は必須です。  
個人事務所の場合は選択不要です。(空欄にて提出)

<法人(例)>

決算月 <input type="text" value="3月"/>	※法人のみ選択してください。 個人事務所は選択不要です。空欄にて提出してください。
--	--

<個人>

決算月 <input type="text"/>	※法人のみ選択してください。 個人事務所は選択不要です。空欄にて提出してください。
-----------------------------	--

- ③ アップロードボタンをクリックし、事前に記入した業務報告書様式(PDF 化したもの)を、アップロードします。
- ④ その他の書類は PDF ファイル又は ZIP ファイルにてアップロードします。  
※「アップロードボタン」横の「削除」ボタンをクリックすると、本システムにアップロードしたファイルを削除することができます。
- ⑤ 備考は任意入力となります。
- ⑥ 報告の準備完了後、「提出」ボタンをクリックします。
- ⑦ 直近5年間の提出状況です。各報告年度と提出状況(ステータス)が確認できます。※ステータスが「未提出」のものは、その年度自体が表示されません。

### 7.3 業務報告時に必要な書類

- (1) 業務報告書 (第 1 面～第 5 面)  
当会所定の業務報告書様式に必要な事項を記入します (システム外)。
- (2) その他の必要書類 (任意)  
PDF ファイルを 1 つの ZIP ファイルにまとめた上でアップロードします。  
(例：行政書士が代理提出する際の委任状等)

## 7.4 補足：決算月変更による対応（同年度内複数報告）について※法人のみ

決算月変更等に伴う、端数月分の業務報告書を提出したい場合（同年度内に複数の報告を提出したい場合）は、以下の手順でおこなってください。

※法人のみ可能な操作です。個人事務所は一律で決算月が12月のため適用されません。

(1) 対象の事業年度を選択し、「決算月変更対応」ボタンをクリックします。

※既に対象の年度にて1回目の業務報告が提出されている場合のみ、「決算月変更対応」ボタンが表示されます。

業務報告 | ホーム > 業務報告

申請日時：2024-08-09 13:23:21

登録済 補正・質疑

ステータスが「未開封」の場合のみ、「報告を取消」をクリックすることで情報を「未提出」に戻すことができ、修正することが可能となります。「開封」になった後に修正が発生した場合には、機関までお問い合わせください。\*印は入力必須です。

\*事業年度  
2023年度 (令和5年度) ▼

決算月変更対応

決算月  
3月

\*業務報告書 (第1面) ~ (第5面)  
test.pdf

その他の書類  
test.zip

備考

直近5年の提出状況

事業年度	決算月	ステータス	副本
2019	3月	登録済	
2020	3月	登録済	
2021	3月	登録済	
2022	3月	登録済	
2023	3月	登録済	

(2) 別ウィンドウが表示されます。変更する決算月を選択し、「実行」ボタンをクリックします。

決算月変更対応

下記事業年度の他月の業務報告書を提出します。実行しますか？

事業年度 2023

決算月 5月 ▼

キャンセル 実行

(3)「報告書1」「報告書2」というタブが作成されます。「報告書1」は既に作成・提出済の報告書です。「報告書2」のタブを開き、操作を行ってください。

The screenshot shows a web interface for reporting. At the top, there is a dropdown menu for the fiscal year, currently set to '2023年度 (令和5年度)'. Below this, there are two tabs: '報告書1' and '報告書2', with '報告書2' being the active tab. Under the tabs, there is a dropdown for the settlement month, currently set to '5月'. To the right of the month dropdown is a red button labeled '未提出報告を削除' (Delete unsubmitted reports) with a red 'X' icon. Below this, there are two sections for uploading reports: '業務報告書 (第1面) ~ (第5面)' and 'その他の書類'. Each section has a blue 'アップロード' (Upload) button and a white '削除' (Delete) button. A note below the upload buttons states: 'ファイル名は全角51文字以内、または半角英数字155文字以内になしてください。' (File names must be within 51 full-width characters or 155 half-width alphanumeric characters). At the bottom, there is a text area for '備考 (最大255文字)' (Remarks, max 255 characters) and two buttons: '提出' (Submit) and 'クリア' (Clear).

※「未提出報告を削除」ボタン…「報告書2」のステータスが【未提出】のとき、「報告書2」のタブ自体を消去できます。「報告書1」の情報は消去されずそのまま残ります。



## 8 各申請・届出等提出後における操作について

### 8.1 各申請・届出等提出後の内容確認、修正等について

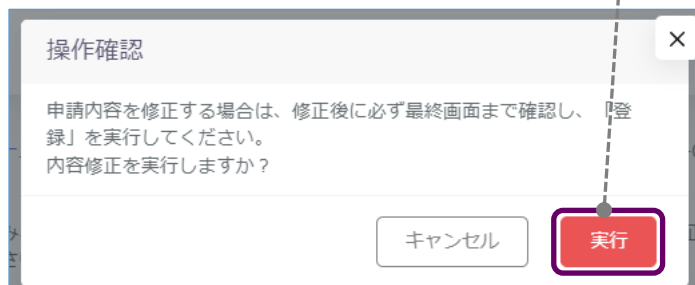
各申請・届出等をシステム上で提出すると、画面には申請・届出等の内容が表示されます。

画面上、申請情報を申請した日時が画面上部に表示されます。その右側に、「登録」した申請・届出等が今現在どの様な状況にあるのか、ステータスが表示されています。

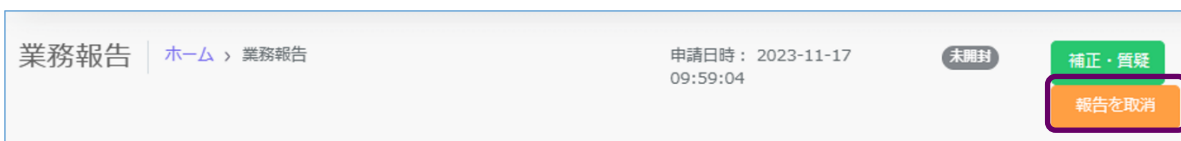
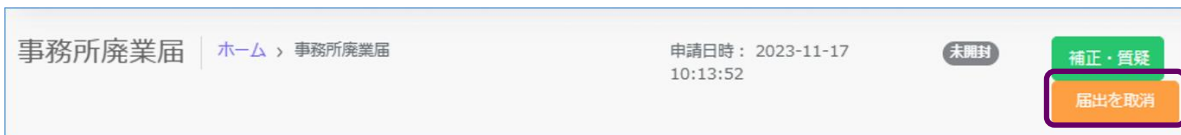
ステータスの種類と、状態については「[9 各申請・届出等のステータスについて](#)」を参照してください。

ステータスが「未開封」である間は、以下の操作でステータスを「未提出」に戻すことが可能です。内容の修正が必要な場合は、ステータスを「未提出」に戻した上で、申請・届出等の内容を修正してください。

■更新登録・変更届・・・「内容修正」ボタンをクリックすることでステータスを「未提出」に戻します。修正後は必ず最後のページまで確認し、登録をしてください。



■廃業届・業務報告・・・「届出を取消」「報告を取消」ボタンをクリックすることでステータスを「未提出」に戻します。



## 8.2 補正依頼・質疑応答について

補正依頼・質疑応答は、「各申請・届出等」の申請画面上部にある、「補正・質疑」ボタンをクリックし、質疑等を記載してください。申請等の書類に不備等があった場合における指摘事項につきましてもこちらに届きます。詳しくは「[10 補正依頼・質疑応答機能について](#)」をご参照ください。



## 8.3 確認メールの自動送信

建築士事務所の各申請・届出等の登録内容を全て入力、提出書類をアップロードした後に「登録申請」もしくは「届出」等のボタンをクリックすると、その事務所に登録してある全ての管理者、利用者※の登録メールアドレス宛に、確認メールが届きます。

※行政書士(代理人)による代行申請・届出等の場合は、代行している申請・届出等に関するメールのみ受信します。

## 8.4 副本及び案内等のダウンロード（事務所更新登録、変更届）

ステータスが「登録済」とされた時点で画面上に「交付書類」というタブが生成され、本システムにて入力、登録された申請情報の副本及び案内等がダウンロードできるようになります。



## 8.5 2回目以降の作成、提出について（事務所更新登録、変更届）

申請・届出が複数回生じる可能性のある事務所更新登録、変更届について、新たな作成画面を表示する方法を以下ご説明いたします。

### ■操作方法

(1) 「事務所更新登録」もしくは「変更届」トップ画面、「新たに作成」ボタンをクリックします。

※以下の図は「事務所更新登録」となります。

(2) 新たな作成画面(情報入力画面)が表示されます。直近の登録データが入力欄に反映されます。

後の操作は初回登録時と同様となります。

尚、この操作により既存の登録データは閲覧不可となります。必要に応じて事前に副本をダウンロードする等の対応をお願いいたします。

## 9 各申請・届出等のステータスについて

本システムでは、各申請・届出等が現在どのような状態にあるか、「ステータス」管理を行っています。

ステータスの種類と、状態についての詳細は以下のとおりです。

ステータス	申請・届出等がどのような状態にあるか	申請・届出等の編集の可否
未提出	各申請・届出等の作成中	○
未開封	各申請・届出等を提出後、登録機関側で各書類の受領の準備をしている状態 「内容修正」「届出を取消」等をクリックすることでステータスを「未提出」に戻すことが可能です	× ※未提出のステータスに戻して修正可能
開封	各申請・届出等を提出後、登録機関側で各書類の到達が確認できた状態 このステータス以降は「未提出」に戻すことができません	×
審査準備中	審査を行う準備及び順番待ちの状態	×
審査中	登録機関側で各書類の不備等のチェックを実行中	×
差し戻し	申請・届出等内容に不備があり、差し戻された状態 登録機関からの修正等指示に従い、書類の修正をしてください	○
再提出未開封	各申請・届出等を再提出後、登録機関側で再提出された申請・届出等書類の受領の準備をしている状態 「内容修正」「届出を取消」等をクリックすることでステータスを「差し戻し」に戻すことが可能です 再提出書類についても各書類の到達が確認できましたら開封⇒審査準備中⇒審査中という流れで審査が行われ、ステータスが変化していきます	× ※差し戻しのステータスに戻して修正可能
登録済	各申請・届出等の登録等が完了した状態	×

各申請における「審査」と、各届出・業務報告における「書類の不備チェック」は法令上の意味が異なりますが、本システムでは便宜上、「審査」という表記に統一しています。

## 10 補正依頼・質疑応答機能について

本システムには、補正依頼・質疑応答機能(以下、補正・質疑機能)があります。

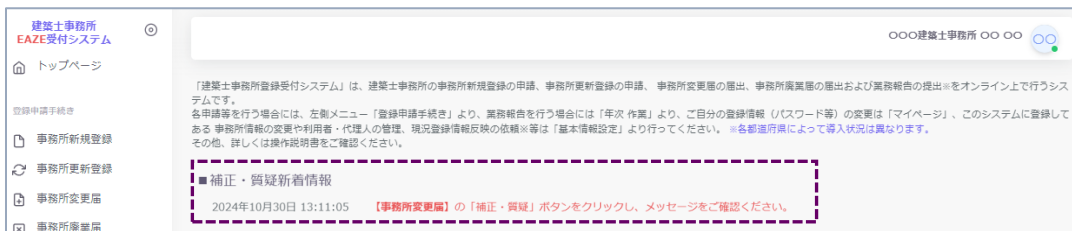
補正・質疑機能は、事務所内共通の機能で、事務所内、全ての利用登録者において質疑が可能で、質疑内容は全て共有されます。

各申請・届出等において質疑がある場合には、こちらからメッセージを送ります。

各申請・届出等において「差し戻し」となった場合には、登録機関側から、補正依頼として不備内容についての詳細がこちらに届きます。

それぞれ、登録機関側より新規のメッセージが届いた際には、

- ① 新規のメッセージが届いた旨のお知らせメールが届きます。
- ② 本システムにログイン後のトップページ(インフォメーション欄)にその旨が表示されます。



補正・質疑機能は、やり取りの経緯が一目でわかることを目的としています。会話のようなやり取りをすることを目的としたものではなく、簡易的なメール機能に近いものになります。メッセージごとにお知らせのメールが届きますので、可能な限り一つのメッセージに集約するようお願いいたします。

質疑中

質疑完了

The diagram illustrates the workflow of the correction and inquiry function. It is divided into two main stages: '質疑中' (Inquiry in Progress) and '質疑完了' (Inquiry Completed).

**質疑中 (Inquiry in Progress):**

- The interface shows a message from the '協会' (Association) to the '事務所' (Office). The message text is: '建築士事務所の新規登録申請、誠にありがとうございます。提出された申請書類の中の誓約書ですが、大変申し訳ございませんが、以下の添付ファイルに示すフォーマットに合わせたものをご提出頂きますようお願い致します。お手数になりますが、何卒宜しくお願い致します。' (Thank you for the new registration application of the architectural firm. Regarding the pledge form in the submitted application documents, we are very sorry, but we request you to submit one in the format shown in the attached file. It may be a bit of trouble, but we appreciate your cooperation.)
- A file named '誓約書作成についての注意事項.pdf' is attached.
- The '事務所' (Office) side has a response: 'ロ○事務所協会 ○○様 お世話になります。○建築士事務所の○です。上記の件、承知致しました。資料を見直し、再度提出します。何卒宜しくお願い致します。' (Hello, Association of Architectural Firms. This is from the Architectural Firm. Regarding the above matter, we have received it. We will review the materials and submit them again. Thank you for your cooperation.)
- Annotations:
  - '補正・質疑画面を更新する際にクリックします。' (Click here when updating the correction/inquiry screen.)
  - '機関側からの添付ファイルをダウンロードすることができます。' (You can download the attached file from the institution side.)
  - '①メッセージを入力します。' (1. Enter the message.)
  - '②メッセージを入力後、「送信」ボタンをクリックします。' (2. After entering the message, click the 'Send' button.)

**質疑完了 (Inquiry Completed):**

- The interface shows the message from the '事務所' (Office) to the '協会' (Association). The message text is: '建築士事務所の新規登録申請、誠にありがとうございます。提出された申請書類の中の誓約書ですが、大変申し訳ございませんが、以下の添付ファイルに示すフォーマットに合わせたものをご提出頂きますようお願い致します。お手数になりますが、何卒宜しくお願い致します。' (Thank you for the new registration application of the architectural firm. Regarding the pledge form in the submitted application documents, we are very sorry, but we request you to submit one in the format shown in the attached file. It may be a bit of trouble, but we appreciate your cooperation.)
- A file named '誓約書作成についての注意事項.pdf' is attached.
- The '協会' (Association) side has a response: 'ご対応ありがとうございます。' (Thank you for your response.)
- Annotations:
  - '③やり取りが終了した際「質疑完了」ボタンをクリックします。こちらをクリックすることで、双方のインフォメーションにお知らせ表示が出なくなります。' (3. When the exchange is completed, click the 'Inquiry Completed' button. By clicking this, the notification display for both parties will disappear.)

## 11 マイページについて

マイページでは、本システムに登録されたユーザー本人の情報を閲覧・更新できます。

- ① アカウント情報 : 現在登録されているユーザーの氏名、メールアドレスが表示されます。変更をされる場合はそれぞれ上書きの上、「更新」ボタンをクリックします。  
※メールアドレスを更新すると、システムが自動的にログアウトされます。また、更新後のメールアドレスにパスワード再設定案内メールが届きますので、そちらからシステムにログインしてください。
- ② パスワード更新 : 本システムのログインパスワードを更新される場合は、現在のパスワード、新しいパスワード、パスワード(確認用)を入力の上、「更新」ボタンをクリックします。



## 12 基本情報設定について

本システムの事務所に関する設定情報並びに、利用者の閲覧・追加・削除を行うことができます。

**【注意】** 事務所情報に変更が生じた際に、当該設定情報を変更するだけでは登録機関に変更届を提出したことにはなりません。変更が生じた場合には、「変更届」を必ず提出してください。

### 12.1 「基本情報設定」の変更と「利用者」の追加について

情報の編集、ユーザーの編集は管理者権限を付与されたユーザーのみ可能です。以下、管理者画面の説明です。

**基本情報設定**

設定情報

1 2 3

4 5 6

7 8 9 10 11

12

13

14

15

更新

現況登録情報反映依頼 **未提出**

本受付システムを利用して、初めて更新申請、変更届を作成する場合（本受付システムを利用して新規登録申請を行っている場合は除く）、現況の登録情報を入力する必要がありますが、事前に建築士事務所協会に対して、現況の登録情報をシステムに反映するように依頼することが可能です。

ご希望の場合には、建築士事務所協会にて、建築士事務所登録の有無等を確認するため、事務所登録通知書、管理建築士の免許証の各写し、並びに現況登録情報反映依頼書をフォルダにまとめたものをZIP形式にしてアップロードの上、「現況登録情報反映依頼を提出」ボタンをクリックしてください。

※「現況登録情報反映依頼」を依頼いただいたから、現況登録情報が反映されるまで〇〇日程度かかります。

報酬において反映作業が完了しましたらその旨をメールによりお伝えします。

更新申請、変更届の作成は、反映作業が完了した後に行っていただくようお願いいたします。

※「現況登録情報反映依頼」は、本受付システムを利用して、初めて更新申請、変更届を作成する場合の機能になります。

過去に「現況登録情報反映依頼」を行い申請、届出を行っている場合、その際の申請、届出内容が最新の登録情報として反映されておりますため、再度「現況登録情報反映依頼」を行う必要はありません。

\*提出資料  
ファイル名は全角51文字以内、または半角英数字155文字以内にてください。

アップロード 削除

現況登録情報反映依頼を提出

利用者を追加

追加したい人の氏名とメールアドレスを入力してください。

氏名 メールアドレス

追加

代理人の追加、委任業務の設定

●代理設定操作説明書(建築士事務所製)はこちら (PDF) ※2023/11/29 Ver.1.10更新

行政書士等に業務の代理を依頼する場合には、予め代理人のメールアドレスをご確認の上、以下に必要項目を入力の上、追加ボタンを押下してください。追加をクリックすると、行政書士等代理人側にて以下で選択した業務の操作が可能となります。

尚、追加をクリックすることにより、以下の業務を委任したこととします。事前に委任状を準備頂く等、双方同意の上、以下の操作を実行して下さい。

尚、代理人として追加できるユーザーは、代理人アカウントを取得しているユーザーのみとなります。

①追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。

②委任業務を以下から選択してください。(複数選択可)

事務所新規登録  事務所更新登録  事務所変更届  事務所廃業届  業務報告

代理人を追加

利用者

代	代理人 A ( test〇〇@〇〇〇〇〇〇 )	行政書士登録番号: 第223345号	委任業務: <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	委任業務変更	削除
利	利用者 A ( testA▲@〇〇〇〇〇〇 )			管理者にする	削除
利	利用者 B ( test# # @〇〇〇〇〇〇 )			メール未確認	削除



各項目についての詳細説明

①～⑪の事務所の「設定情報」は、システム利用開始後、最初の新規登録/更新登録/変更届のいずれかの登録が完了した時点で編集が不可となります(更新ボタンも非表示)。初回の登録完了までは、④の登録都道府県、⑤の個人法人区分を除き、変更が可能です。変更がありましたら、内容を変更の上、「更新」ボタンをクリックしてください。編集が不可となった後は、変更届や更新申請にて該当の項目の情報が更新された際に自動的に反映します。

以下は、システムの初回手続き後、最新情報が反映され、編集不可となった基本情報設定画面となります。

設定情報

組織情報と管理者

管理者  
○○ ○○  
○○○@○○○○

登録都道府県: 00: ○○県

個人法人区分: 法人

事務所名称: ○○○建築士事務所 一級建築士事務所

事務所区分: 1: 一級

事務所登録番号: 1 2 3 4 5 6

事務所住所: 東京都○○区○○

事務所登録年月日: (令和6年) 2024年07月04日

電話番号: 03-1111-2222

事務所法人名称 \*区分が法人の場合のみ表示されます  
株式会社 ○○○

管理建築士の建築士資格区分: 1: 一級

管理建築士の登録番号: 999000

管理建築士氏名: 建築 A

なお、編集が不可となった後に修正が必要な場合は、当会登録センターまでお問合せください。

- ⑫ **東京都では使用できません。**
- ⑬ 事務所内で利用者を追加したい場合には、こちらに氏名、メールアドレスを追加し「追加」ボタンをクリックすることで、新規に登録したメールアドレス宛に利用案内のメールが自動配信されます。そのメールに従って、パスワードを設定することで、新たな利用者による利用が可能になります。
- ⑭ 事前の委任合意、メールアドレスの送付に基づき代理人を追加することができます。追加時に委任業務内容を選択することで、代理人の操作を必要なものだけに制御することが可能です。代理人として追加できるユーザーは、代理人アカウントを取得しているユーザーのみとなります。※行政書士による代理業務に関する詳細は、別途「代理設定」操作説明書を参照願います。

代理人の追加、委任業務の設定

●代理設定操作説明書(建築士事務所側)はこちら (PDF) ※2023/9/8 Ver.1.03作成

行政書士等に業務の代理を依頼する場合には、予め代理人のメールアドレスをご確認の上、以下に必要項目を入力の上、追加ボタンを押下してください。追加をクリックすると、行政書士等代理人側にて以下で選択した業務の操作が可能となります。

尚、追加をクリックすることにより、以下の業務を委任したことになります。事前に委任状を準備頂く等、双方同意の上、以下の操作を実行して下さい。尚、代理人として追加できるユーザーは、代理人アカウントを取得しているユーザーのみとなります。

①追加したい代理人のメールアドレスを入力してください。

○○○@○○○

②委任業務を以下から選択してください。(複数選択可)

事務所新規登録  事務所更新登録  事務所変更届  事務所廃業届  業務報告

代理人を追加

⑮ ⑬・⑭の操作にて追加した利用者の一覧です。利用者の登録状態によって、操作できる内容が異なります。

利用者	
A	代 代理 A ( test○○@○○○○○○ ) 行政書士登録番号: 第223345号 委任業務: 新・更・業 委任業務変更 解除
B	利 利用者 A ( test▲▲@○○○○○○ ) 管理者にする 削除
C	利 利用者 B ( test■■@○○○○○○ ) メール未確認 削除

- A** 行政書士による代理人アカウントです。行政書士登録番号、委任業務が表示されます。  
また、委任業務の変更や、委任の解除を操作できます。  
※行政書士による代理業務に関しては、別途「代理設定」操作説明書を参照ください。
- B** 事務所利用者アカウントです。「管理者に変更する」ボタンを実行すると、管理者と利用者を入れ替えることができます(詳細は次項)。管理者に設定できるのは事務所内利用者のみとなります。行政書士による代理人アカウントは管理者に設定することはできません。
- C** 事務所利用者のうち、当該アカウントが受信したアカウント登録メールから初回ログインをしていない場合、「メール未確認」と表示されます。
- B C** 共に、「削除」ボタンより、利用者アカウントの削除ができます。

## ▶ 管理者と利用者の入れ替え方法

The screenshot shows the '基本情報設定' (Basic Information Settings) page. Under the '設定情報' (Setting Information) section, the current administrator is 'ユーザー A' (User A). Under the '利用者' (Users) section, 'ユーザー B' (User B) is listed with a '管理者にする' (Make Administrator) button and a '削除' (Delete) button. A callout box points to the '管理者にする' button with the text: '該当ユーザーの「管理者にする」ボタンをクリックします。' (Click the 'Make Administrator' button for the corresponding user).

A modal dialog titled '管理者変更' (Change Administrator) is shown, containing the text: 'この利用者を管理者に変更すると、現管理者「ユーザー A」は普通の利用者になります。よろしいですか?' (If you change this user to administrator, the current administrator 'User A' will become a regular user. Is that okay?). It has 'キャンセル' (Cancel) and '変更' (Change) buttons. A callout box points to the '変更' button with the text: '内容を確認後「変更」ボタンをクリックします。管理者が変更され、元の管理者は管理者としての操作が不可となります。' (After confirming the content, click the 'Change' button. The administrator will be changed, and the original administrator will no longer be able to perform operations as an administrator).

The final screenshot shows the '基本情報設定' page where 'ユーザー B' is now the administrator and 'ユーザー A' is listed as a user. A callout box points to the updated state with the text: '元利用者が管理者に、元管理者が利用者に入れ替わりました。' (The former user has become the administrator, and the former administrator has become a user).

※利用者登録していない新たなユーザーを管理者に設定する場合の操作方法は「[13「管理者」と「利用者」について](#) - 「[管理者](#)」を変更する場合」をご参照ください。

## 13 「管理者」と「利用者」について

建築士事務所が、新規利用者登録をした際に登録を行った人が、本システムの最初の「管理者」になります。「管理者」が新規に登録したユーザーが「利用者」となります。

### ▶「管理者」と「利用者」の違い

「管理者」と「利用者」は、メニュー上の「基本情報設定」ページの操作権限が異なります。

管理者:「新規登録申請をはじめとする各申請・届出等」の提出ができるほか、「基本情報設定情報」の修正、変更が可能です。利用者の登録、削除ができるのが「管理者」となります。

利用者:「新規登録申請をはじめとする各申請・届出等」の提出ができます。

### ▶「管理者」を変更する場合

人事異動や退職等、「管理者」を変更する場合(利用者登録されていない方に変更する場合)には、画面左側メニューの「マイページ」より氏名とメールアドレスを変更してください。メールアドレスを変更した時点で、パスワードの再設定メールが届きます。

新しい「管理者」は、届いたメールよりパスワードを設定してご利用ください。

利用者登録されている方を管理者にする場合は、「基本情報設定」の利用者一覧から該当の利用者欄の「管理者にする」ボタンをクリックすることで、「利用者」を「管理者」に変更することができます。

※管理者に設定できるのは事務所内ユーザーのみとなります。行政書士による代理アカウントは管理者に設定することはできません。

### ▶「管理者」が必ず行うこと

「管理者」の最も重要な役割は、ユーザー(利用者)管理です。特に人事異動や退職等を理由に、本システムを利用しなくなった「利用者」は、必ず削除するようにしてください。利用者が登録されたままの場合は、引き続き本システムにログインし、各機能の利用が可能な状況ですので、ご注意ください。

「利用者」の削除を失念等していた場合による、問題、トラブルについて、当会登録センターはいかなる責任も負いません。

### ▶「管理者」「利用者」のアカウントロックについて

ログイン失敗時等におけるユーザーのアカウントロックは設定していません。

## 14 ログアウトについて

左メニュー又は右上の氏名アイコンより、本システムからログアウトできます。ログアウト後は、ログイン画面が表示されます。

本システムは、最後のアクセスから 30 分間操作をしないと、自動的にログアウトとなります。画面右上の「×」印で画面を閉じた場合も、一定時間で自動的にログアウトとなります。ログアウトした際には、再度ログイン願います。

## 15 申請データの保存期間について

利用者登録及び申請等で入力した文字データの保存期限は、無期限です。アップロードした PDF ファイル及び ZIP ファイルは、申請日から 1 年 3 ヶ月を超えた時点で削除される可能性があります。必要なデータは、必ずダウンロードし保存願います。

## 16 紙/電子書類についての補足

紙書類の PDF 化方法、ワードファイル(例)の PDF 化方法、複数の PDF 等の電子書類を一つのファイルにする方法(ZIP ファイルの作成)の例を説明します。

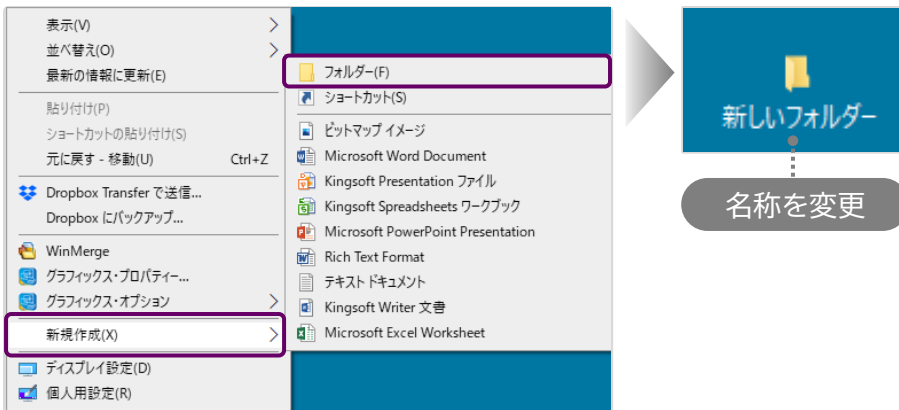
### 16.1 紙書類/Word ファイルを PDF 化する方法

#### 16.1.1 PDF 化したファイルを格納する為のフォルダを作成する


デスクトップ又はマイドキュメントに新規フォルダを作成します。

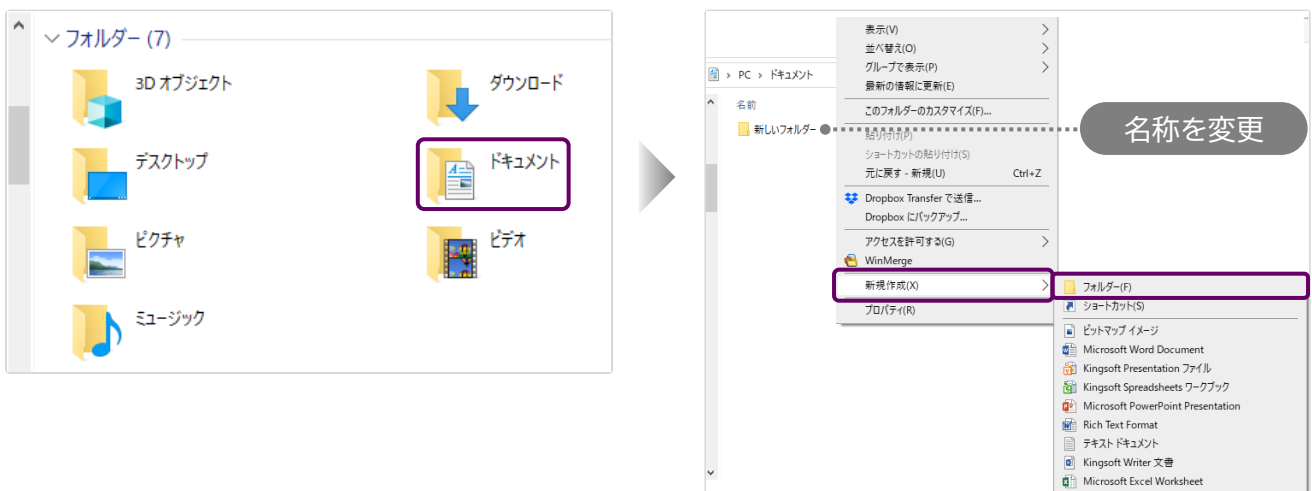
##### ▶ デスクトップに作成

- ① デスクトップ上で右クリックし「新規作成」⇒「フォルダ」を選択します。
- ② 新規作成したフォルダの名称を任意の名称に変更します。



##### ▶ マイドキュメントに作成

- ① デスクトップの「PC」 をクリックし「ドキュメント」を選択します。
- ② 「新規作成」⇒「フォルダ」を選択します。
- ③ 新規作成したフォルダの名称を任意の名称に変更します。



## 16.1.2 紙書類/Word ファイルを PDF 化しフォルダに格納する

※提出書類としてアップロードできる PDF ファイルの最大容量は 10MB までです。

### ▶ 紙書類

- ① コピー機（複合機）に原稿をセットします。
- ② 「スキャン」を選択し、保存するファイルの形式を「PDF」に設定します。
- ③ 読み込んだデータの保存先（前項で作成したフォルダ）を選択します。
- ④ 「スタート」を押し読み込みを開始します。

### ▶ Word ファイル

- ① 該当の Word ファイルの「ファイル」タブをクリックし、「名前を付けて保存」を選択します。
- ② 保存先（前項で作成したフォルダ）を選択し「ファイルの種類」を「PDF」に設定後、「保存」ボタンをクリックします。



## 16.2 フォルダを ZIP 化する

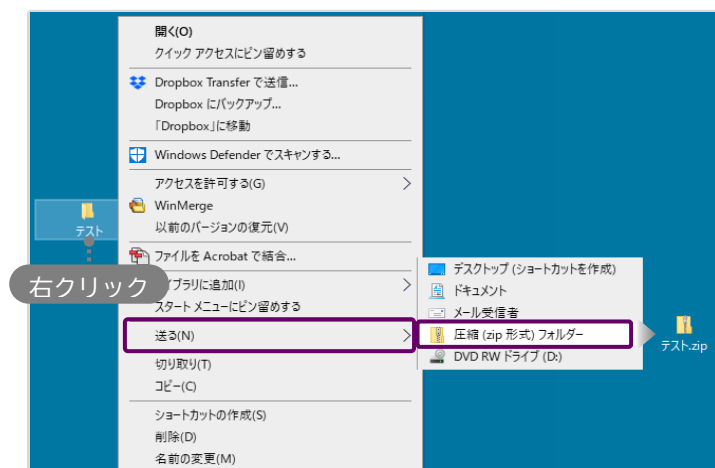
※提出書類としてアップロードできる ZIP ファイルの最大容量は 100MB までです。

デスクトップ又はマイドキュメントに作成したフォルダを ZIP 化します。

例) Windows マシンで行った場合

該当のフォルダ上で右クリックし「送る」⇒「圧縮 (zip 形式) フォルダ」を選択します。

デスクトップ又はマイドキュメントに ZIP 形式のフォルダが作成されます。



## 17 外字等への対応について

事務所の名称と開設者氏名の文字の中にコンピュータ画面に表示されない文字(外字等)が含まれる場合、「[17.2 外字等記載用の様式](#)」をアップロードしてください。

※登録通知書や登録証明書等の発行時、外字使用を希望する場合は必ずご提出をお願いいたします。  
名称、氏名等に外字が含まれる場合で、外字使用を希望しない方については提出不要です。

### 17.1 外字等を記載した書類の提出方法

アップロードする「その他の書類.zip」に、下記書類を「外字.pdf」として追加してください。

「外字.pdf」のサンプル(様式は次頁に掲載したものをご利用ください)

コンピュータ画面に表示されない文字 (JIS にない字形表示) 対応表	
建 築 士 事 務 所 用	
(事務所の名称)	
フリガナ	ヒジヅカ トシゾウ イッキウケンチクシジム ショ
	土塚 歳三 一級建築士事務所
(事務所登録が個人の場合の申請者氏名)	
フリガナ	ヒジヅカ トシゾウ
	土塚 歳三
(事務所登録が法人の場合の代表者の氏名)	
フリガナ	



## 17.2 外字等記載用の様式

コンピュータ画面に表示されない文字（JIS にない字形表示）対応表

### 建 築 士 事 務 所 用

(事務所の名称)

フリガナ	

(事務所登録が個人の場合の申請者氏名)

フリガナ	

(事務所登録が法人の場合の代表者の氏名)

フリガナ	

外字等が使われている名称又は氏名を、青色の枠内に記載してください。

外字等が使われていない項目は空欄のままとしてください。

## 18 西暦和暦早見表

昭和				平成		令和	
和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦
昭和 1 年	1926 年	昭和 33 年	1958 年	平成 1 年	1989 年	令和 1 年	2019 年
昭和 2 年	1927 年	昭和 34 年	1959 年	平成 2 年	1990 年	令和 2 年	2020 年
昭和 3 年	1928 年	昭和 35 年	1960 年	平成 3 年	1991 年	令和 3 年	2021 年
昭和 4 年	1929 年	昭和 36 年	1961 年	平成 4 年	1992 年	令和 4 年	2022 年
昭和 5 年	1930 年	昭和 37 年	1962 年	平成 5 年	1993 年	令和 5 年	2023 年
昭和 6 年	1931 年	昭和 38 年	1963 年	平成 6 年	1994 年	令和 6 年	2024 年
昭和 7 年	1932 年	昭和 39 年	1964 年	平成 7 年	1995 年	令和 7 年	2025 年
昭和 8 年	1933 年	昭和 40 年	1965 年	平成 8 年	1996 年	令和 8 年	2026 年
昭和 9 年	1934 年	昭和 41 年	1966 年	平成 9 年	1997 年	令和 9 年	2027 年
昭和 10 年	1935 年	昭和 42 年	1967 年	平成 10 年	1998 年	令和 10 年	2028 年
昭和 11 年	1936 年	昭和 43 年	1968 年	平成 11 年	1999 年	令和 11 年	2029 年
昭和 12 年	1937 年	昭和 44 年	1969 年	平成 12 年	2000 年	令和 12 年	2030 年
昭和 13 年	1938 年	昭和 45 年	1970 年	平成 13 年	2001 年	令和 13 年	2031 年
昭和 14 年	1939 年	昭和 46 年	1971 年	平成 14 年	2002 年	令和 14 年	2032 年
昭和 15 年	1940 年	昭和 47 年	1972 年	平成 15 年	2003 年	令和 15 年	2033 年
昭和 16 年	1941 年	昭和 48 年	1973 年	平成 16 年	2004 年	令和 16 年	2034 年
昭和 17 年	1942 年	昭和 49 年	1974 年	平成 17 年	2005 年	令和 17 年	2035 年
昭和 18 年	1943 年	昭和 50 年	1975 年	平成 18 年	2006 年	令和 18 年	2036 年
昭和 19 年	1944 年	昭和 51 年	1976 年	平成 19 年	2007 年	令和 19 年	2037 年
昭和 20 年	1945 年	昭和 52 年	1977 年	平成 20 年	2008 年	令和 20 年	2038 年
昭和 21 年	1946 年	昭和 53 年	1978 年	平成 21 年	2009 年	令和 21 年	2039 年
昭和 22 年	1947 年	昭和 54 年	1979 年	平成 22 年	2010 年	令和 22 年	2040 年
昭和 23 年	1948 年	昭和 55 年	1980 年	平成 23 年	2011 年	令和 23 年	2041 年
昭和 24 年	1949 年	昭和 56 年	1981 年	平成 24 年	2012 年	令和 24 年	2042 年
昭和 25 年	1950 年	昭和 57 年	1982 年	平成 25 年	2013 年	令和 25 年	2043 年
昭和 26 年	1951 年	昭和 58 年	1983 年	平成 26 年	2014 年	令和 26 年	2044 年
昭和 27 年	1952 年	昭和 59 年	1984 年	平成 27 年	2015 年	令和 27 年	2045 年
昭和 28 年	1953 年	昭和 60 年	1985 年	平成 28 年	2016 年	令和 28 年	2046 年
昭和 29 年	1954 年	昭和 61 年	1986 年	平成 29 年	2017 年	令和 29 年	2047 年
昭和 30 年	1955 年	昭和 62 年	1987 年	平成 30 年	2018 年	令和 30 年	2048 年
昭和 31 年	1956 年	昭和 63 年	1988 年	平成 31 年	2019 年		
昭和 32 年	1957 年	昭和 64 年	1989 年				

<システム操作に関するお問合せ>

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

TEL：03-5225-7705

MAIL：toiawase@icba.or.jp

（対応時間：平日 9:30～17:45）

<申請・届出内容に関するお問合せ>

一般社団法人東京都建築士事務所協会

登録センター

TEL：03-5272-1069（登録センター直通）

MAIL：jimu1069@taaf.or.jp

（対応時間：平日 9:00～17:00）